

令和4年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和4年9月13日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第50号 教育委員会教育長の任命について
- 第5 議案第51号 教育委員会委員の任命について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第49号 財産の処分について
- 第9 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第48号 農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第11 議案第43号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第12 議案第44号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第22 報告第8号 令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第23 報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第24 報告第10号 出納検査結果報告について
- 第21 一般質問

○出席議員（9名）

1番 余 湖 龍 三 君
3番 山 田 日出夫 君
5番 西 山 由美子 君
7番 泉 愉 美 君
9番 工 藤 弘 喜 君

2番 西 森 信 夫 君
6番 須 河 徹 君
8番 谷 口 武 彦 君
10番 河 端 芳 惠 君

○欠席議員（1名）

4番 仁 木 義 人 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は仁木義人議員から欠席の届け出が出ております。したがって9名の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が10件、諮問が1件、認定が6件、報告が1件。その他、議長からの報告が2件であります。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、工藤弘喜君、10番、河端芳恵君、1番、余湖龍三君、2番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてナチュラルビズスタイルの実

施ということになりますので、9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、9名のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

7月10日の参議院議員通常選挙を受け、8月10日に第3次岸田内閣が発足いたしました。まずは、今月取りまとめが見込まれております、食料品をはじめとする物価高対策、エネルギー対策、1兆円の地方創生臨時交付金の増額などの各種施策と年内に国の第2次補正予算が組まれる見込みとなっておりますので、このような動きを町の今後の施策に生かしていけるように注視してまいります。

ロシアによってウクライナ侵攻が始まって既に7か月が経過いたしました。この侵攻が長期になることも予想され、核の脅威や物価高騰、さらには北方領土の墓参交流が一切認めないなどとわが国の影響が広がりを見せております。

また、広島に原爆が投下され77年となります。

8月6日に広島市の平和公園で開催されました平和記念式典に町長として初めて参列してまいりました。岸田総理大臣をはじめ99の国の代表、また国連のグテーレス事務総長等が参列し、原爆が投下された午前8時15分に黙とうを奉げました。あらためて、核兵器のない世界の実現に対する努力と不戦への決意を誓ってまいりました。

新型コロナウイルスについて、第7波が依然継続しており、7月の第4週は日本の1週間の感染者数が世界一となるなど、救急・医療現場ではひっ迫した状況が続いております。本町においても、毎日一定程度の感染者が発生しており、1月以降の感染者数は9月12日現在で290名、第7波の7月19日からは200名の報告を受けております。特に重症化の懸念がある高齢者についても一定数の感染者が発生しておりますので、町民の皆さまには基本的感染対策の徹底にご協力をお願いするものでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算案についてでございます。

総務費では、賦課徴収事業において、法人町民税確定に伴う還付金142万9千円の追加。

民生費では、自立支援サービス事業で障がい福祉システムの改修費22万円と過年度分の国庫支出金の精算に伴う返還金555万円の追加。新たに物価高騰等生活支援事業として、非課税世帯に1世帯3万円を支援するための支援費2,100万円と事業実施に伴う事務費116万8千円、温泉保養センター管理運営事業では、洗い場の混合栓センサーの

修繕24万2千円、子育て支援事業では、児童3名が北見市の保育施設へ広域入所するための負担金52万3千6百円の追加、令和3年度分交付金の精算による国・道への返還金10万2千円の追加、子育て世帯臨時特別給付金事業でも同様に令和3年度の補助金額確定に伴う返還金190万7千円の追加。

衛生費では、予防接種事業で新たに予防接種健康被害調査委員会の報酬・費用弁償を合わせて8万5千円計上。

農林水産業費では、農業経営確立事業で農業振興連絡協議会負担金35万8千円、降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金1千万円、鹿柵維持管理組合負担金23万3千円、ジャガイモシストセンチュウ対策支援補助金1,120万円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業では、省力作業機械を導入する事業者への補助金171万8千円をそれぞれ追加。下水道事業特別対策事業では、個別排水処理浄化槽の件数増に伴う繰入金98万9千円の追加を。牧場管理運営事業では肥料高騰による購入費の追加を、林業振興一般事業では新生紀森林組合出資金の配当額をそのまま出資するため9万9千円の追加。

教育費では、日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク大会を北見市で開催することに伴う負担金10万円の追加、大規模改修事業では、低濃度PCBを含んだ廃棄物の処分費用72万9千円の追加、屋外運動施設維持管理事業では、パークゴルフ場の芝生補修経費53万円の追加。

災害復旧費では、3河川の補助率増嵩申請業務の委託料として31万5千円の追加と7月4日被災の二つの河川の復旧工事4,500万円の追加を。

以上、一般会計の総額で1億1,603万4千円の追加補正を提案させていただきます。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

個別排水処理施設整備事業につきましては、当初浄化槽設置を4戸見込んでおりましたが、浄化槽設置を4戸追加設置するために事業費1,268万9千円の追加補正を提案させていただきます。

次に、条例の制定についてであります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきます。

次に、農業用施設災害復旧事業の施行について提案させていただきます。

次に、人事案件でございます。

教育委員会教育長が本年9月30日に、教育委員会委員1名が、本年12月5日に任期満了になるため、任命の同意を求めるとでございます。

次に、8月1日、一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めるとでございます。

次に、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものとございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、四つの特別会計および水道事業会計、あわせて6会計の令和3年度決算認定の提案をさせていただきます。

最後に、報告でございますが、令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案10件、諮問1件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、人事案件を除き、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

指定寄付金についてでございます。

消防費指定寄付金がございましたので、ご報告申し上げます。

9月7日に北成・久島・丸建特定建設工事共同企業体から町の消防行政に役立ててほしいと300万円のご寄付がございました。ご寄付を賜りました北成・久島・丸建特定建設工事共同企業体さまのご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、第4回の定例町議会に補正予算として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告については、寄付に関連する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第50号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第50号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

該当者は退場をお願いいたします。

（該当者退場）

○議長（須河 徹君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 議案第50号 教育委員会教育長の任命について、人事案件でございますので私からご説明をさせていただきます。議案書の35ページをお開き願いたいと思います。

現在の教育長林秀貴氏の任期がこの9月30日をもって、任期満了となりますことから、引き続き、現教育長であります林秀貴氏を任命したくご提案申し上げます。

ここで、林秀貴氏の経歴を簡単にご紹介いたします。

林氏は、昭和33年のお生まれで、現在満64歳。栄町にお住まいでございます。

昭和56年3月に北海道工業大学、現在の北海道科学大学を卒業の後、同年、北海道農業開発公社の技術職員として採用され、その翌年には、その技術力や人柄をかわれ、町の建設課技術職員として採用されて以来、20年間、農業土木のエキスパートとして本町の土地改良事業を推進してまいりました。

平成14年には、事務職として企画財政課企画係長、平成15年には行政対策室、平成16年には同室の次長の身分で置戸・訓子府任意合併協議会へ出向、平成17年には福祉保健課長補佐、平成19年には福祉保健課業務監、平成21年には建設課長、平成23年には総務課長、平成24年9月、町職員を退職され、同年10月1日から現職の教育長に就任され現在に至っております。

教育長就任後は、精力的に教育行政の推進に取り組み、特に、訓子府スタイルのコミュニティスクールやGIGAスクール構想により、1人1台のタブレットパソコンの導入により、学校教育の推進。子育て3施設を中心とした子育て支援の充実、スポーツセンターの開館やアート・タウン・プロジェクトなど、社会教育の推進。そして、コロナ禍の困難な状況の中、本町教育の振興に大変ご尽力をいただいているところでございます。

人柄も職員のみならず、町民からの人望が厚く、誠実かつ努力家で自分の能力を惜しむことなく、町民のために教育行政に取り組む姿勢は多くの方から評価されており、教育長として適任と考えているところでございます。

なお、教育長の任期につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

（該当者入場）

◎議案第51号

○議長（須河 徹君） 日程第5、議案第51号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書36ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書の36ページをお開き願います。

教育委員会委員につきましては、定数4名のうち、古沢美佳さんが本年12月5日をもって任期満了となることから、新たな委員として、町内日出にお住まいの大林達恵さんを任命させていただきたいとご提案申し上げるものでございます。

ここで大林達恵さんのご経歴について、簡単にご紹介させていただきます。

大林達恵さんは昭和42年美幌町でお生まれの満55歳。平成元年3月に北見和裁専門

学校教員専攻科を卒業後、呉服店に勤務され、平成8年5月にご結婚を機に本町にお住まいになられ、家業である畜産業に従事され、現在、放課後子ども教室みつばちクラブ指導員をされております。この間、居武士小学校後援会副会長やJAきたみらいフレッシュミズ副会長、平成19年5月から平成27年4月まで社会教育委員に就任されるなど、教育活動や放課後の子どもの支援をはじめとする地域振興にも力を尽くされてこられました。教育に対し深い関心と熱意を示しており、子育てを経験した母親としての視点から本町の教育行政に意見反映していただけるものであります。教育委員会委員として適任と考えております。

なお、任期につきましては、令和4年12月6日から令和8年12月5日までの4年間でございます。

教育委員会教育委員の任命について、説明を申し上げます。ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎諮問第1号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書43ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人事案件でありますので私から説明を申し上げます。既に議案書に名前を記載しているように、町内豊坂に在住の上杉守さんを人権擁護委員として推薦申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の皆さまに意見をいただくもので、本町では、人権擁護委員として2名が委嘱されて

おりますが、そのうちのお一人の山本寛身さんが、令和4年12月31日をもって任期が満了することから、後任の委員につきまして意見ををお願いするものでございます。

上杉守さんにつきましては、議員の皆さまもご存じの方もいらっしゃると思いますが、ここで簡単に経歴をご紹介させていただきます。

上杉守さんは、昭和27年8月2日生まれの70歳であります。

美幌高等学校卒業後、昭和46年4月に実家の家業である農業に従事、現在も活躍されております。平成9年4月から平成15年3月まで訓子府町農業協同組合理事、平成15年4月1日から平成16年3月31日まできたみらい農業協同組合理事としてもご活躍されました。また、平成25年12月から現在まで民生委員児童委員として地域住民の見守り活動などを積極的に行っており、平成28年11月からは訓子府町民生委員児童委員協議会の会長にも就任されております。さらに、この経歴を生かし、令和元年6月から令和3年6月までの2年間は、訓子府町社会福祉協議会の会長として、町民が安心して住み続けられる社会の実現に向けてご尽力いただきました。

人権擁護委員としましては、はじめてではございますが、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識および技術の修得に努め、積極的態度をもって、その職務を遂行していただけるものと思っております。

なお、任期につきましては、3年間でございます。

以上、上杉守さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、諮問第1号の採決を行います。

本案は原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第52号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第7、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書37ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の37ページをお開きください。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、7月4日・18日の豪雨により多数の被災した箇所を速やかに復旧する必要があったことから専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容を説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,810万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ50億8,743万円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、40ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正について定めております。

同じく、次のページの第2表 地方債の補正では、事業費等の増減により起債額が変更になった事業であります。左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

限度額につきましては2,050万円、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

ここで、42ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億6,876万8千円となっております。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思っております。

41ページの歳出になります。

12款、1項、1目、道路災害復旧費の事業区分、道路災害復旧事業では、西26号線ほか被災した町道の復旧を行うものでございます。

需用費では、ハンドカッターの替え刃など機材等にかかる消耗品費50万円を計上、土木車両にかかる車両燃料費としまして150万円を計上、合わせまして200万円を計上。

委託料では、泥などで埋まった側溝や導水柵の清掃を委託するため300万円を計上。

使用料及び賃借料では、舗装道堆積土砂撤去および砂利道洗堀箇所の復旧にかかる車両を借り上げるため770万円を追加。

工事請負費では、被災箇所のうち、単独災害の起債に該当する6か所の道路にかかる公共土木施設災害復旧工事として380万円を追加。

原材料費では、被災箇所を補修する砕石等を購入するため690万円を追加。

2目、河川災害復旧費の事業区分、河川災害復旧事業では、川北排水川ほか被災した普通河川の復旧をするものでございます。

使用料及び賃借料では、土砂が堆積した河川の土砂上げ等に使用する車両借り上げのた

め820万円を追加。

工事請負費では、被災箇所の内、単独災害の起債該当になる3か所の河川にかかる河川災害復旧工事としまして510万円を追加。

原材料費では、大型土のう袋ほか河川補修用原材料として140万円を追加。

なお、道路および河川のそれぞれの災害箇所につきましては、別に配布の一般会計補正予算に係る投資的事業箇所図の道路および河川をご覧くださいと思います。

次に、40ページに戻りまして、歳入になります。

18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整としまして2,920万円の追加。

その下の表の21款、1項、8目、災害復旧債では、公共土木施設に係る単独災害復旧事業に対する起債で、道路災害復旧工事380万円、河川災害復旧工事510万円で合計890万円を追加。

最後に、別に配布の資料3の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧くださいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように38億2,696万5千円となっております。

資料4は、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、後ほどご覧くださいと思います。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第49号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第8、議案第49号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第49号 財産の処分について、その提案理由を説

明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その1）であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林の36林班164小班の一部、3.92haでございます。

8月23日執行の入札において、5社に応札いただいた結果、契約の相手方は物林株式会社営業本部北海道グループ国産材営業部長 秋元直樹氏で、契約金額は、2,124万1千円でございます。予定価格につきましては1,640万2千円となっております。樹種別の売払材積でございますが、カラマツ1,739.814m³、雑木2,459m³、合計1,742.273m³でございます。

なお、このページに記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと用材が1,479.053m³、パルプ材が263.22m³となっております。

以上、議案第49号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。予定価格が1,604万2千円ということで、落札価格との乖離が非常に大きいんですが、この要因お願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについては、町の予定価格の積算につきましては、毎回ご説明差し上げているとおり、民有林新聞による近況の材の価格で道森連という団体からの直近の価格、そういったものを考慮した上で予定価格というものを作成しております。最近の情勢で申しますと輸入材がなかなか入ってこないというようなことでありまして、国産のカラマツというのは、相変わらず高値で取引されていると伺っておりますし、その部分で引き合いが強いということで、予定価格と落札価格のかなりの幅が見られるのかなと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号

○議長(須河 徹君) この際、日程第9、議案第45号、日程第10、議案第48号、日程第11、議案第43号、日程第12、議案第44号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。福祉保健課長。

○福祉保健課長(今田朝幸君) 議案書19ページをお開き願います。

議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を改正する条例を、次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、一番下の説明欄にございますように、執行機関、専門委員および附属機関の委員としまして、予防接種健康被害調査委員会委員を追加するものでございます。

こちらにつきましては、予防接種によりまして健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものと国が認定しますと、予防接種法に基づき救済措置を受けることができます。健康被害の救済を国の方に申請する場合には、自治体の方で予防接種健康被害調査委員会を開催し、疾病状況、診療内容等に基づき資料等を収集、医学的見地から調査・審査を行い、関係書類等を国に提出する必要があるものでございます。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を次のように改正する。

20ページの新旧対照表で説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。

別表1の表中「町史編さん委員会委員」の項の次に「予防接種健康被害調査委員会委員」報酬の額を「日額16,000円」、旅費の額を「町職員の旅費相当額」を加え、備考1でございますけれども、こちらは各委員の時間あたりの報酬額を規定しているものでございますけれども、備考1の末尾に「ただし、予防接種健康被害調査委員会委員については、この

限りでない。」のただし書きを追加するものでございます。

19ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第48号 農業用施設災害復旧事業の施行についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第48号 農業用施設災害復旧事業の施行について、その提案理由を説明させていただきます。

農業施設災害復旧事業（排水路）の施行について、土地改良法第96条の4で準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

この部分につきましては、今年の6月および7月の降ひょう、集中豪雨、その部分の災害復旧ということになっております。

1. 実施地区、事業量および事業費、これについて説明申し上げます。

地区名がこの表に三つ書かれております。災害の仕切りとしては、ちょっと二つに分かれておまして、6月の災害によって被災したのが一つ目にある若葉、これ農試公宅の西訓川の部分になります。こちらの事業量が排水路延長150m、事業費にして2千万円となっております。

続いて、協成、豊坂、この二つの地区は7月の集中豪雨で被災したという仕切りになっておまして、協成の部分はレク公園の協成川、豊坂は西30号線の豊坂川となっております。協成は排水路延長が300m、事業費は2千万円、豊坂につきましては排水路延長500m、事業費については2,500万円ということになっておまして、合計については、ご覧のとおりなんで、省略させていただきます。

2. 事業費の区分の予定、これについては、災害復旧事業の国庫の基本補助率というのが事業費の65%と決まっております。その残りが地元負担となるため、下表のとおりとなっております。事業費に65%を掛けた数字が国庫負担予定、35%を掛けた数字が地元負担予定というような記載になってございます。

3. 地元負担の予定基準、本事業にかかる地元負担額の100%を訓子府町が負担するものでございます。

4. その他、本事業の実施にあたり、計画変更および単価改定等により事業量、事業費が変更されることがございます。

以上、議案第48号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第43号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第43号の説明になります。議案書の1ページをお

開きください。

それでは、議案第43号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）について提案説明をいたします。

令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1億1,603万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ52億346万4千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条では、地方債の補正について定めております。

2ページの下段の第2表の地方債補正をご覧いただきたいと思います。

第2表 地方債の補正では、事業費等の増により起債額が変更になった事業であります。左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

限度額につきましては、2,040万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

ここで、11ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思います。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億8,286万8千円となっております。

次に、事項別明細書になります。まず5ページの歳出の方から先に説明をさせていただきます。

2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の償還金、利子及び割引料では、法人町民税の確定に伴いまして還付金及び加算金に不足が生じたことから142万9千円を追加。

その下の表の3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の委託料では、令和5年度稼働予定の国に情報提供をするための障がい者福祉データベースのシステムに対応するためシステム改修業務として22万円を計上。

償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の障害者自立支援給付費負担金など実績の確定に伴い精算が生じたことから国庫支出金等返還金555万円を追加。

事業区分、物価高騰等生活支援事業では、コロナ禍における原油価格、物価の高騰の影響が特に大きいと考えられる非課税世帯を支援するため、1世帯当たり3万円を支給するもので、対象者につきましては、申請日現在、訓子府町に住所を有し、令和4年6月1日時点で令和4年度の非課税世帯でございます。

報酬につきましては、事務補助員にかかる会計年度任用職員の報酬7万円を計上。

職員手当等では、時間外勤手当3万2千円を計上。

なお、12ページの給与費明細書については、今回の補正に伴う内容になっておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

需用費では、コピー用紙購入にかかる消耗品費として5千円を計上。

役務費では、申請書等の送付にかかる通信運搬費18万7千円を計上

手数料では、制度周知にかかる新聞折り込み経費として9千円を計上、合わせまして1

9万6千円を計上。

次のページの委託料では、当非課税世帯給付金事業にかかるシステム改修業務として8万5千8百円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料として7千円を計上。

扶助費では、物価高騰等生活支援費として、対象世帯を700世帯とし、1世帯当たり3万円を支給することから2,100万円を計上。

3目、温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業では、洗い場の混合水栓センサーに装着している温度センサーが経年劣化により不具合が生じ修繕するため24万2千円を追加。

その下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、児童3名の広域入所により負担金が生じたことから523万6千円の追加。

償還金、利子及び割引料では、令和3年度の子どものための教育・保育給付交付金の精算に伴い国庫支出金等返還金10万2千円を計上。

次のページの事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事業の償還金、利子及び割引料につきましても、当事業の令和3年度の事業実績による精算に伴いまして国庫支出金等返還金190万7千円を計上。

その下の表の4款、1項、2目、予防費の事業区分、予防接種事業の報酬では、予防接種により健康被害を受けた場合、医学的な見地から状況調査を依頼する予防接種健康被害調査委員会の委員報酬として4万8千円の計上。

旅費につきましても、当該委員会委員の費用弁償としまして3万7千円を計上。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金では、ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場等に対する土壌検診および洗浄・集積土場設置・洗浄機導入・隣接ほ場との畦畔等設置工事、看板設置等にかかる経費の一部負担金としまして358万8千円を追加。

降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金では、6月18日以降の降ひょう被害で廃耕としたほ場の土づくりに対する助成で、降ひょう被害による緑肥種子購入経費に対する支援の他に廃耕助成を新たに加えたものでございます。対象者は町内在住の農業を営む個人および法人で、対象農地は10a以上降ひょう被害があった農地とし、町外の農地も対象といたします。

補助対象経費は、廃耕面積に対し、作業機械の賃料相当額とし、補助率は10a当たり2千円を補助するもので、廃耕見込み面積を500haとし1千万円を追加。

次のページの鹿柵維持管理組合負担金では、緑丘地区の河川を横断している鹿柵の一部が大雨の被害を受けて損傷したことから、今後、同様な被害の影響を受けない場所に移設するため、鹿柵維持管理組合に対しまして移設経費の一部を負担するため23万3千円を計上。

ジャガイモシストセンチュウ対策支援補助金では、令和3年度に発生したジャガイモシストセンチュウ対策に対する補助で交付先は、きたみらい農業協同組合となっております。対象経費は、PCR検査機器導入、PCR土壌検査室新設工事、温水高圧洗浄機導入、畦畔^{あぜ}ぬり機導入、畦畔等土木工事費で、補助率は2分の1とし1,120万0千円を計上。合わ

せまして2, 502万1千円を追加。

事業区分、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業では、畑作産地において、病虫害の抑制と需要に応じた生産拡大の両立、労働の負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立や新たな需要の拡大に向けた取り組みを支援することを目的とした事業でございまして、補助率は2分の1です。省力作業機械を導入することから、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金171万8千円を追加。

5目、農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、収支不足の補填のうち、個別排水処理浄化槽設置工事費の件数の増加に伴い繰出金98万9千円の追加。

7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の需用費の消耗品費では、肥料の高騰によりまして459万4千円を追加。

その下の表の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、林業振興一般事業の投資及び出資金では、4月に開催されました新生紀森林組合通常総会におきまして承認された出資配当金相当額について、出資を増口することから9万9千円を計上。

次のページの10款、1項、2目、事務局費の事業区分、学校教育等一般事業の負担金、補助及び交付金では、日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク北見大会の開催にあたり、近隣市町村にて経費の一部を負担することから、日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク北見大会負担金としまして10万円を計上。

その下の表の10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、大規模改修事業の委託料では、訓子府小学校の受電設備改修時にですね、低濃度のPCBを含んだ廃棄物が確認されたことから、その処分に要する処理および回収運搬が生じたことによりまして、PCB処理業務72万9千円を計上。

一番下の表の10款、6項、2目、体育施設費の事業区分、屋外運動施設維持管理事業の使用料及び賃借料では、パークゴルフ場の芝生が高温・少雨などの影響によりまして枯死し、張芝や播種を行う必要が生じたため、専用の芝切機の車両借上料9万8千円を追加。

原材料費につきましても、同様の理由によりまして芝生の補修資材として黒土と混合土を使用することから施設管理原材料43万2千円を追加。

次のページの12款、2項、1目、農業用施設災害復旧費の事業区分、農業用施設災害復旧事業の委託料では、西訓川、協成川、豊坂川の災害復旧における補助率増高申請業務としまして31万5千円を計上。

工事請負費では、協成川にかかる災害復旧工事2千万円、それから豊坂川にかかる災害復旧工事2,500万円となっております。なお、復旧延長につきましては、協成川が300m、豊坂川が500mとなっております。二つの工事合わせまして4,500万円を追加。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

一番上の表の14款、1項、1目、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付交付金は広域入所にかかる国庫負担金として299万3千円を計上。

その下の中段の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、歳出のところで説明いたしました物価高騰等生活支援事業に要する財源としまして2,036万6千円を追加。

2目、民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金では、国に情報提供をするための障がい者福祉データベースのシステムに対応するシステム改修業務に対する補助としまして10万1千円を追加。

一番下の表の15款、1項、1目、民生費道負担金の子どものための教育・保育給付交付金では、広域入所にかかる道負担金としまして112万円を計上。

次のページの15款、2項、2目、民生費道補助金の市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金では、コロナ禍で原油価格、物価高騰の影響が特に大きい低所得者世帯を支援するため、65歳以上の者の属する世帯ならびに障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている世帯を対象としまして1世帯当たり1万2千円を支給した場合、補助率の2分の1が交付される事業補助金でございまして177万円を計上。

なお、歳出で説明いたしました物価高騰等生活支援事業のうちの一部がこの補助金の対象となっております。

4目、農林水産業費道補助金の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金では、省力作業機械の導入に対して補助率2分の1としまして歳出と同額の171万8千円を計上。

地域づくり総合交付金事業では、ジャガイモシストセンチュウ対策支援補助金に対する交付金で歳出同額の1,120万円を計上。

6目、災害復旧費道補助金の農業用施設災害復旧費補助金では、7月4日の豪雨による協成川と豊坂川の災害復旧にかかる補助金で2,925万円を追加。

7目、商工費道補助金の消費者行政活性化事業補助金では、消費者問題解決能力強化に関する取り組みとしまして、啓発パンフレット購入に対する経費の補助が採択されたことから10万円を計上。

その下の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算調整としまして前年度の繰越金3,330万7千円の追加。

一番下の表の21款、1項、8目、災害復旧債の農業用施設補助災害復旧事業債では、協成川と豊坂川の災害復旧事業に対する起債の借り入れによりまして1,410万円の追加になります。

最後に、別に配布の資料1では、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い、内容が変更となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第44号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書14ページをお開きください。

議案第44号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ1,268万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,178万9千円とするものです。

第2項では、歳入歳出補正予算の款項の区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出の予算の金額は、15ページの第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、こちらにつきましてはご覧いただくこととし、その内容につきましては、16ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

第2条では、地方債の補正について、15ページの第2表 地方債補正によることを規定しており、地方債の補正につきましては、個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額1,400万円を2,370万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じく証書借入で、利率は5%以内としております。

それでは、16ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書について説明させていただきますが、今回の補正の内容につきましては、個別排水処理施設浄化槽の設置戸数が当初予定している戸数より4戸増えたことによる補正でございます。

はじめに、歳入から説明いたします。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金200万円の追加は、浄化槽設置申し込み4戸の増加により受益者分担金を追加するものでございます。

4款、1項、2目、一般会計繰入金ですが、今回の補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を98万9千円追加するものでございます。

7款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽設置申し込み4戸分の事業費の財源として、下水道債630万円、過疎債340万円を合わせて970万円を追加するものです。

続きまして、17ページの歳出の説明に入ります。

2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費、12節、委託料につきましては、補正前の額186万7千円に対し、追加となった4戸分の実施測量、設計分を加えた執行見込額211万1千円に不足する額34万4千円の追加となります。

14節、工事請負費につきましては、補正前の額1,693万7千円に対し、4戸分の浄化槽設置工事費分を加えた執行見込総額、2928万2千円に不足する額1,234万5千円を追加するものでございます。

18ページの表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、令和4年度中起債見込額C欄970万円を追加し、7,700万円の追加です。一番右側の欄、令和4年度末現在高見込額も同じく970万円の追加で6億7,575万4千円となります。

別に配付してあります資料2につきましては、今回の補正に関わります投資的事業の内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度訓子府町下水道会計補正予算の内容につきまして、その提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで午前10時50分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第46号、議案第47号

○議長（須河 徹君） この際、日程第13、議案第46号、日程第14、議案第47号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の21ページになります。

議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

これは、育児休業の取得回数が子ども1人当たり原則1回であったものを、原則2回まで取得を可能にすることと、子の出生から57日、産後8週ですね、以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休と呼ばれるものについて、原則1回から2回まで取得可能にする。

また、現行、非常勤職員の育児休業のうち1歳から1歳6カ月までの子の養育のための育児休業については、原則1歳到達日の翌日、1歳になった日の次の日が育児休業の開始日でなければならないという決めがあったんですけども、それを配偶者と交代で育児休業が取得できるように、1歳から1歳6カ月の期間の「途中から」でも取得可能にするなど、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本法律に関し必要な事項を定めている職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、22ページから改正本文が、25ページ以降に新旧対照表を載せてございますが、30ページにですね、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要という表がございますので、そちらでご説明したいと思います。

それでは、30ページをお開きください。

今回の改正につきましては、8点の改正を提案させていただいております。

まず、項目の1でございます。

非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和について、これは第2条第3号アの（ア）についての改正でございます。

現行、非常勤職員の育児休業取得要件のうち「子が1歳6カ月に達する日まで」にその任期が満了することおよび引き続き採用されないことが明らかではないという要件を、今回、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には「子の出生日から起算して8週間と6月が経過する日まで」と緩和するものでございます。いわゆる産後パパ育休を取得する場合は、子どもが生まれてから8週間と6月以内に任期満了やその後継して採用がされないということが明らかでなければ、言い回しが難しいですけども、続けて採用される可能性が少しでもあるという状況だと思っていただければいいと

思います。そういう状況であれば、育児休業を取得できるように取得要件を緩和するという規定を設けるものでございます。

次に、項目の2でございます。

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得要件の柔軟化の一つ目でございます。これは第2条第3号イについての改正でございます。ここでは、育児休業できる非常勤職員の子が1歳から1歳6カ月の期間で、職員が配偶者と交替で育児休業を取得することができる。そうなるように規定を整備するものでございます。先ほど、法改正の内容でもお話ししましたとおり、1歳到達日の翌日が育児休業の初日でなくても、期間内であれば途中からでも取得可能にするというように改正するものでございます。

続きまして、項目の3でございます。

こちらにつきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の柔軟化の二つ目でございます。第2条の3第3号についての改正でございます。法で規定する非常勤職員が育児休業を取得できる「養育する子の年齢」の決めに条例で規定している部分の柔軟化でございます。項目の2と同様の改正で、1歳到達日の翌日が育児休業の初日でなくても、期間内であれば途中からでも取得可能にできるという規定を盛り込むという改正でございます。

引き続きまして、項目の4でございます。

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の柔軟化の三つ目でございます。第2条の4についての改正でございます。ここでは、さらに、子が1歳6カ月以上2歳未満の期間の途中でも夫婦交代で育児休業を取得することが可能とする規定でございます。改正法は前の2項目と同様に今度は1歳6カ月到達日の翌日が初日でなくてもよいというようないつでも取得可能になるというような改正でございます。

続きまして、項目の5でございます。

こちらは、法改正に伴う条の移動でございます。現行の第2条の5を第3条の2に移動するものでございます。

続きまして、項目の6でございます。

育児休業等計画書の仕組みの削除ということで、第3条第5号の改正でございます。これは、これまでは原則1回しか育児休業は取得できませんが、相応の理由があれば特例として、再度の育児休業の取得が認められておりました。ですが、特例ですので育児休業等計画書というものの提出が義務としてございました。今回、原則2回まで育児休業を取得できるようになりますので、計画書自体が必要となくなりますので改正するものでございます。育児休業の取得の手続きの簡素化を目指しての改正となっております。

項目の7でございます。

第3条第7号の改正でございます。再度の育児休業を取得できる職員の範囲拡大でございます。この項目につきましては、現状、本町の体制では該当しない項目なんです。今後のことも考えて改正するものでございます。例えば、改正内容はいわゆる「任期付職員」という高度な専門知識を有した、例えば弁護士・公認会計士、大学の教員、研究所の研究員など、何らかのプロジェクトで任期を決めて雇用している人たち、そのような人たちに對しても非常勤職員同様に育児休業が取得できるというような項目を付け加えるものでございます。

最後の項目の8でございますが、第10条第6号の改正でございます。育児休業等計画書の仕組みは削除されましたが、再度の育児短時間勤務の取得については、これまでどおり計画書の提出が必要となりますので、育児休業等計画書という名称を育児短時間勤務計画書というものに改める改正でございます。

以上の8点が今回提案させていただいている職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容となっております。

24ページに戻っていただきまして、附則でございます。附則の第1条、施行期日でございます。この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

附則の第2条でございます。この条例の施行前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号部分に限る。）及び第10条（第6号部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の31ページをご覧ください。

議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

議案第46号に関連いたしまして、期末手当および勤勉手当における在職期間の算定にあたって、育児休業期間の除算の取り扱いを見直すため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

記以下に改正文を載せてございますが、次の32ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。

表の左側が改正案、右側が現行となっております。

まず、右側現行の中段（4）と書かれているところでございます。第15条第6項第4号の改正でございます。

この条は、期末手当の定めを設けておりまして、その第6項では、在職期間の算定を定めております。その在職期間から除算する期間を各号列記で定めております。

第4号では、育児休業職員、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1カ月以下である職員を除きます。として在職した期間について、その2分の1の期間を除算する。育児休業の期間は全て合算して在職期間から除算する規定となっておりますが、左側の改正案では、新たにこの第4号の部分をア、イの二つに分け、アでは、当該育児休業の承認にかかる期間の全部が子の出生から育児休業条例第3条の2に規定する期間、これは57日間、産後8週の規定でございます。いわゆる産後パパ育休と呼ばれる期間が1カ月以下である育児休業、イでは、ア以外の期間の育児休業で承認期間が1カ月以下である育児休業について定めておりまして、現

行全て合算されていたものをア、イそれぞれで計算して、除算期間から除くことを規定するものでございます。育児休業職員の期末手当の除算期間のうち、育児休業については、今まで全て合算されていましたが、まずは産後パパ育児休業とそれ以外の育児休業に分け、その二つは合算はしない。それぞれの育児休業の日数が1カ月以下の場合は在籍期間には影響はさせない。それぞれが1カ月以上の育児休業なら、それぞれの2分の1の期間を在職期間から除算して期末手当を計算することとなるというような改正をするものでございます。

次に、右側の現行の下の部分に、(7)と書いてある部分があります。こちらにつきましては、勤勉手当の期間率の定めでございます。第7号の育児休業の職員の勤勉手当の期間率につきましても、先ほど改正した第15条第6項第4号アおよびイに準じて除算するというような規定に改正を行うものでございます。

では、31ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第46号、議案第47号、各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） この際、日程第15、認定第1号、日程第16、認定第2号、日程第17、認定第3号、日程第18、認定第4号、日程第19、認定第5号、日程第20、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書44ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 認定第1号について、説明申し上げます。議案書44ページをお開きください。

認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありませんが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「令和3年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を申し上げますので、別冊で配付しております「令和3年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では、決算額（B）欄にあり

ますように、歳入が前年度比較10億1,356万736円、19%増の63億3,643万4,429円、歳出は9億5,215万6,012円、18.5%増の60億9,795万3,267円となっております。

令和3年度につきましては、消防庁舎等建設事業、光ファイバ整備事業、除雪車両やスクールバスの更新、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業の実施などに伴い増となっております。

なお、収支の差引額につきましては、前年度比較6,140万4,724円、34.7%増の2億3,848万1,162円となっております。

右側に内基金編入額を記載しておりますけれども、1億2千万円を財政調整基金に決算積立しており、残り1億1,848万1,162円を翌年度に繰り越すこととしておりますけれども、その中には、6月の定例議会で報告させていただきました繰越明許費にかかる財源として237万6千円が含まれております。

なお、別冊で配付しております「令和3年度 訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨、ご意見をいただいております。

以上、認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明させていただきます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書45ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第2号について、説明の方、申し上げます。議案書の45ページをお開きください。

認定第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月10日付け文書をもって、監査委員から別冊のとおり「令和3年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付してございます「令和3年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入7億9,978万3,804円、歳出7億9,968万1,132円となっておりまして、備考欄に記載のとおり収支差引残額10万2,672円のうち10万2千円を財政調整基金に決算積み立てをし、残り672円を翌年度へ繰り越してございます。

以上が令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書46ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第3号について、説明を申し上げます。議案書の46ページをお開き願います。

認定第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和3年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「令和3年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入9,237万7,769円、歳出9,237万7,769円で、歳入歳出同額となっておりますので、翌年度への繰り越しはございません。

以上が令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書47ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第4号について、説明申し上げます。議案書の47ページをお開きください。

認定第4号 令和3年度 訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和3年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「令和3年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入6億3,541万8,330円、歳出6億1,457万1,308円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額2,084万7,022円を全額翌年度へ繰り越しております。

以上が令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書48ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 認定第5号について、ご説明いたします。議案書48ページになります。

認定第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和3年度の歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「令和3年度訓子府町各会計歳入歳出 決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明いたしますので、別冊で配付の「令和3年度訓子府町各会計決算報告書」1ページ上から5段目の下水道事業特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入歳出とも3億8,843万51円と同額となっております。同額につきましては、歳入の不足分を一般会計から繰り入れを行ったものとなっております。

以上、令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書49ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 認定6号について、ご説明いたします。議案書49ページになります。

認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴い剰余金の処分を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、別冊「令和3年度訓子府町水道事業決算書」5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり認定に付するものであります。

令和3年度の決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上、監査委員の審査に付したところ監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会における剰余金処分の議決とあわせて決算認定をお願いするものであります。

それでは、令和3年度の決算について、別冊で配付しております「令和3年度訓子府町水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

「収益的収入及び支出」の収入については「営業収益」「営業外収益」「特別利益」をあ

合わせた「水道事業収益」の決算額は1億7,389万5,612円となります。

次に、支出につきましては「営業費用」「営業外費用」をあわせた「水道事業費」の決算額は、消費税を含め1億2,822万9,615円となっております。

2ページ目をお開きください。

「資本的収入及び支出」の収入については「企業債」「補助金」「補償金」をあわせた「資本的収入」の決算額は6,431万3,343円となります。

支出につきましては「建設改良費」「企業債償還金」をあわせた「資本的支出」の決算額は、消費税を含め、9,612万5,444円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,181万2,101円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しておりますとおり過年度分損益勘定留保資金、当該年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填しております。

次に、3ページをお開きください。

3ページでは「損益計算書」になります。これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1ページ目の収益的収支の税抜き処理後の数値となります。

下から4段目にありますとおり「当年度純利益」3,527万5,437円となり、令和3年度は黒字決算でございます。

次に、5ページをお開きください。

令和3年度 訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、令和3年度の決算において純利益が生じたことから3,527万5,437円を企業債の償還に充てるため、減債積立金に全額積み立て、あわせて定期預金3,600万円を資本金に繰り入れるものでございます。

以上、令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分の決定及び決算の認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長(須河 徹君) ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長との協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第22、報告第8号、日程第23、報告第9号、日程第24、報告第10号を先に審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第22、報告第8号、日程第23、報告第9号、日程第24、報告第10号を先に審議することに決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長(須河 徹君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書44ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようなので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書45ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書46ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書47ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。議案書48ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。議案書49ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○議長(須河 徹君) お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条の規定に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものとしたします。

また、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲検査ができることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、1番、余湖龍三君、2番、西森信夫君、7番、泉愉美君、8番、谷口武彦君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の開催のため、ここで11時45分まで休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時45分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長(石岡宏造君) それでは、ご報告いたします。委員長に泉委員、副委員長に余湖委員と決定いたしました。

また、審査期間は、令和4年10月25日火曜日から10月31日月曜日までの土日を除く5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第8号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第22、報告第8号 令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書50ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 報告第8号について、ご報告申し上げます。議案書の50ページをお開きください。

報告第8号 令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月1日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月10日付で「適正に把握・算出されている旨」のご意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生しておりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりませんので、赤字比率は発生しておりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としております。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る6.6%でした。昨年度の6.2%と比較し0.4%高くなっております。

なお、実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となりますが、令和2年度と比べ実質の公債費が3,522万円増加しましたが、標準財政規模等も2億4,759万円増加したことで、単年度で見ますと0.7%の増となっております。

参考までに、単年度の比率で見ますと、令和元年度は6.6%、令和2年度は6.3%、令和3年度は7.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額など将来負担額のそれぞれに充当可能な財源が約21億2,122万円上回ったことによりまして、将来負担比率が発生しておりませんので「ハイフン」表示としております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところでも説明したとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足はおりませんし、②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、監査委員の令和3年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次のページ以降に審査意見の写しを添付しておりますが、これについては

ご覧いただくこととし、説明は省略をさせていただきます。

以上、報告第8号 令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第9号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第23、報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書56ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 議案書の56ページをお開き願います。

報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和4年9月13日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

次のページ、57ページをご覧いただきたいと思います。

令和4年8月10日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

令和3年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 社会福祉法人 訓子府福社会
- 2 監査実施年月日 令和4年8月2日
- 3 財政的援助種目 訓子府福社会補助金
補助金額 20,000,000円
- 4 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第24、報告第10号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書58ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 議案書58ページをお開き願います。

報告第10号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和4年9月13日提出
訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年7月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和4年7月11日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、59ページ、60ページにつきましては、説明を省略させていただきます。61ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年8月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和4年8月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、62ページ、63ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配付させていただきました9月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。64ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年9月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 須河 徹 様

令和4年9月12日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの65ページから66ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第21、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、ただいまより、質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、1件の質問であります。

自然災害に備えた対策についてということで質問をいたします。

本町においても、今年6月から7月にかけての降ひょうや集中豪雨により、道路や河川、さらには農作物や農地に大きな被害をもたらしました。

近年では、平成28年8月の連続した台風による被害も農地、農作物を中心に大きなものありましたが、今回はそれをも超えるものとなりました。

地球的な気候変動という要因もある中で、自然災害はどこでも起こり得るとの認識を持つと同時に極力大きな被害を繰り返さないことが求められてくると思います。

ついては、次の項目について、町長の見解をお伺いいたします。

1、この度の降ひょうや豪雨により、農作物や農地、道路、河川における被害状況と現在の状況はということであります。

二つ目です。降ひょうによる農作物被害とは別に道路や河川の被害が多く箇所及び、さらには被害が繰り返されたところもあるようではありますが、その要因はということであります。

三つ目です。災害時ならびに災害復旧時におけるオペレーターや重機等の対応が十分ではないとの声もありますが、この点についての検討はされているのでしょうか。これもお伺いいたします。

四つ目です。この度の被害を受けた農業者に「農地災害復旧助成事業」や「降ひょう被害土づくり対策支援事業」、また7月11日開催の第2回臨時町議会で議決された各災害復旧事業の現状での到達点はどうなっているのかお伺いをいたします。

五つ目です。過去に実施した「農業基盤整備事業」等において区画整理に伴う排水のための沈砂池等の付帯施設再整備の必要性とそこで発生する費用負担についての検討は必要はないか。これもお伺いしたいと思います。

六つ目です。これまで以上の中・小河川や町道等における定期的な危険箇所の点検や整備の実施とそのための予算の確保はということであります。

以上、6点にわたって回答をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「自然災害に備えた対策について」6点のお尋ねをいただきましたので、お答えいたします。

1点目に「この度の降ひょうや豪雨によって、農作物や農地、道路、河川における被害状況と現在の状況は」とのお尋ねがございました。

6月18日から19日にかけての降ひょう・大雨による被害については、7月臨時議会で農作物被害が約1,080ha、農地被害が約60haと報告しているところでございます。

その後、7月4日の降ひょう・大雨では、農作物被害が約254ha、農地被害が約19ha、7月18日の集中豪雨では農作物被害が約26ha、農地被害が約16haであります。

しかし、これまで申し上げた数字には同じほ場が何度も被害を受けているものが含まれており、その重複を除いた三度の自然災害で、農作物被害は約1,300ha、農地被害は約80haに上るとみております。

現在の状況に関しては、農作物は玉ネギを中心に収穫を待たずして一部廃耕せざるを得ない状況になっており、8月においても引き続き雨の多い気象経過となり、今後において、品質低下等が懸念されるところであります。

また、農地については、既に復旧している箇所もありますが、作物がほ場にあるため、大部分が収穫後に復旧を行うこととなっております。

続いて、道路、河川につきましては、6月18日・19日、7月4日および18日の四度の降雨により、道路83か所、河川33か所の被害がございました。復旧については、直営による施工を中心に進め、現時点で6割程度の復旧を終えています。今後、農業用施設災害復旧事業や単独災害復旧事業などにより、今年度内の復旧に向け準備を進めてまいりますので、ご理解願います。

2点目に「降ひょうによる農作物被害とは別に道路や河川の被害が多く箇所及び、さらには被害が繰り返されたところもあるようですが、その要因は」とのお尋ねがございました。

1点目でも回答しましたが、1か月の間に道路、河川合わせて110か所以上の被害が発生するのは、過去の被災状況と比べても極めてまれなことでもあります。被害が繰り返された箇所としましては、道路では主に砂利道の路盤が締固められ落ち着く前の路盤材の流亡、河川については、土砂撤去後に再度の土砂埋塞^{まいそく}がみられましたが、いずれも町民生活の確保や二次的な被害を防止するための早期の復旧を行ったものであり、地域による差はありますが短期間に連続した集中豪雨が一つの要因と考えられます。

一方では、被災後の再度の降雨により被害が増大した箇所も散見されております。

3点目に「災害時ならびに災害復旧時におけるオペレーターや重機等の対応が十分ではないとの声があるが、この点についての検討はされているか」とのお尋ねがございました。

今回の被災については、箇所数が多く、直営での対応は時間がかかりすぎるため、町内業者の重機を借り上げたり、建設業協会との災害協定によって、緊急の復旧工事を実施してまいりました。また、北海道開発局からは二度の路面清掃車の災害派遣のほか、北海道

網走建設管理部では、緊急の道道の排水施設の土砂上げと清掃を行っていただいております。さらには、町内で工事施工中の建設業者の方も道路の土砂撤去や清掃、排水路の土砂上げなど地域貢献事業として行っていただいております。

規模は小さいながらも過去に例をみない被害箇所があり、対応の不十分さを感じられる方もいらっしゃることは理解しておりますが、限られた資源を有効に活用し対応してまいりますので、ご理解願います。

4点目に「この度の被害を受けた農業者に『農地災害復旧助成事業』や『降ひょう被害土づくり対策支援事業』、7月11日に開催の第2回臨時町議会で議決された各災害復旧事業での到達点は」とのお尋ねです。

まず、7月15日に農業者向けの説明会を開催し、農業者からの意見を伺っております。農地災害復旧助成事業に関しては、自力施工を認めてほしいという声が出されました。

また、降ひょう被害土づくり対策支援事業に関しては、助成内容が緑肥の播種を前提としており、廃耕した作物を確実にすき込み分解させることが本来であるのに、慌てて緑肥を播種することにつながらないか。緑肥種子にこだわらず、それ以外の係増し経費に対する支援を望む声が出されました。

その後、JAきたみらいおよび網走農業改良普及センター等の関係機関とも協議を行い、内部で検討した結果、本議会での一般会計補正予算に降ひょう被害土づくり対策支援事業のメニューの追加を提案した次第でございます。

進捗状況については、JAきたみらいが農地災害復旧助成事業の独自支援を打ち出したことから、その内容を踏まえた周知が必要となったため、農業者への事業取りまとめ案内を8月8日に行い、申し込みの期限を8月末としております。

集計はまだ完了しておりませんが、農地災害復旧助成事業に関しては、既に予算額を超える見通しと伺っておりますので、その場合は、今後の議会で追加補正の提案をさせていただく考えでございます。

一方で、各災害復旧事業の進捗状況は、西訓川・協成川・豊坂川の3か所で実施する農業用施設災害復旧事業に関して、本日から農林水産省査定官による査定が行われており、復旧工法と事業費が決定するため、その結果をもって今後、臨時議会を開催し提案させていただく考えでございます。

新井山川の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、10月に採択される見通しとなっておりますので、ご理解を願います。

5点目に「過去に実施した『農業基盤整備事業』等において区画整理に伴う排水のための沈砂池等の付帯施設再整備の必要性と発生する費用負担についての検討は必要ないか」とのお尋ねがございました。

本町農産物の高い生産性は、農業基盤整備事業によるほ場整備の賜物であり、今後も重点的に推進することに関して揺らぐことはありません。

一方で、ほ場整備によって透排水性が改善されれば、畑から排水路に集まる水量は増加します。このことは、本年度の度重なる自然災害でも明らかであり、それだけを進めればよいということではなくなってきたと認識しております。

また、排水路整備に関し、国営や道営事業で整備を行ってまいりましたが、ほ場整備が継続的に実施されている関係上、排水量の増加は考慮されてはいるものの、この度のゲリ

ラ豪雨的な事象には対応できないのが実態であります。

ご質問いただいた排水のための沈砂池等の付帯施設整備に関しては、農業基盤整備事業では区画整理の工種のうち、整地というメニューで勾配修正と合わせた沈砂池を整備することが可能であり、もちろん、パワーアップ対象工種にもなっております。

しかし、本年の災害では、畑からの排水対策が不十分なため、付近の山林や沢などを削りながら水が走り、そうやって集まった水が下流の排水路でものみ込めず、さらにあふれるなどの被害も出ております。

このような被害に対応するためには、畑や山、川にわたる総合的な検討が必要であり、それらに対応できる補助事業の選定や整備の考え方の拡充要望など関係機関で調整する必要があります。

さらに整備に関して、一定の費用負担が伴う場合も想定されることから、関係者間の協議・調整や相互理解が重要であると考えており、これらを踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

6点目に「これまで以上の中・小河川や町道等における定期的な危険箇所の点検や整備の実施とそのための予算の確保は」とのお尋ねがございました。

定期的な危険箇所の点検につきましては、町のパトロールでの確認を継続的に行ってまいります。実践会長、町内会長を中心として地域の方からの情報提供が維持管理と危険箇所の把握には重要であり、今後も危険度等を地域と共有し合いながら対応していきたいと考えています。また、今回の災害によって新たに危険度の高い箇所等が散見されましたので、再度被災を防止するための工法検討と整備にあたっての財源確保に向け検討してまいりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、今、回答をしていただいたわけでありませぬけれども、この回答を受けて、この回答と多少こうダブっていく質問になろうかとは思いますが、何点か再質問という形で質問させていただきたいと思っております。

まずはじめにですけれども、この度の一連の降ひょうとか豪雨による被害状況とか、現在の状況については、今、伺いましたけれども、特に雨による河川、あるいは道路の現時点でのまだ復旧していない箇所というか、完全にこう従来の形に戻っていない、そういう部分は何か所ほど、現時点であるのか、これをちょっとお聞きしたいと思っております。また、これについては、今日の前段の補正予算の説明の中でもありましたけれども、そういうふうな形でどんどんこう今、予算もつけながらということなんですけれども、現状回復していないところが、いつぐらいに復旧するというか、元に戻るような状況になるのか、これが分かれば、その見通しも含めて、ちょっとお伺いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） どの程度の河川とか道路の箇所が復旧しているかということでしたけれども、申し訳ありません、数字で何か所ということについては、ちょっと私の方でまだ把握しておりませぬですけれども、先ほど回答させていただいたとおりです。ね、9月6日現在で6割を超える63%ぐらいの箇所が復旧しているということとなって

おります。なお、年内においては、おそらく今回、災害査定経て事業も実施して、そういったところも解消されていけばですね、年内においては88%ぐらい、9割近くが復旧されるのではないかと思います。どうしても一部来年度以降に残るような箇所も発生するかとは思いますが、なるべく今年度中に対応していけるようにとは思っておりますけれども、なかなかちょっと人員の手配ですとか重機の手配ですとか、そういったところの絡みもありますので、そうしたところの手配状況も鑑みながら進めていけることとなると思いますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま箇所数の関係で申し上げますと、9月の7日時点ですけども、116か所の道路、河川の被害箇所のうち73か所復旧ということで63%完了しているということです。年内に、先ほど建設課の業務監が回答しましたけども、102か所程度、完成すれば88%ぐらいが完成するのかなという見込みでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 分かりました。最初の答弁の中でも6割程度の復旧を終えているということでありまして、今年度内の復旧に向け準備を進めているということは回答の中でも分かっていたんですが、一つはやっぱり、なぜこういう質問になったかという、仮にこう年を越すということになります。今残っているところ、いわゆる復旧が残っているところというのは、やっぱり極めて大きな、被害の規模の大きな部分と申しますか、いわゆる国の補助金なんか使いつつやらなければいけないような状況の中、そういう条件であるんだとは思いますが、やはり年を越すということになると積雪とか春の融雪の時の、いわゆる水の問題等々含めて、やっぱり何らかの手立てというか、心配も含めてどこかでこう考えておかなければいけない。当然これは事業が採択されれば、どこか事業者がその現場に入って進めていくことになって、そこが万全の体制で融雪の問題も含めて対応はしていくんだとは思いますが、町としても、行政としてもやっぱりそこら辺も含めた対応というか話し合いというか業者との話し合いとか、そういったものがやっぱり大事になってくるんでないかなというふうに思います。特にこの工事の最中に年を越して水がくるということになると、先ほどの答弁にもちょっとあったんですが、地盤が落ち着かない中で二次被害というか被害の拡大というのは当初のものからみるとやっぱりもっと大きな状況にならざるを得ないこともあると思います。だからそういうことも含めて春先の、いわゆる融雪期のいわゆる水の処理の問題等々も十分注意をしてあたっていただければなというふうに思いますけども、その点含めていかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいまご質問にございましたけども、一部、例えば、そういう補助事業を導入することによりまして、本年度採択になる部分と来年採択になる部分という部分で、機能できるだけ現状にあった形で回復したりとかというようなことで、2年にわたるといふ部分もございまして。そういった部分についても融雪期等も想定した中でスーパー土のう等を設置するですとか、そういったことで対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） ぜひそういう部分、細心の注意をしながら、それでも自然の脅威

には、なかなかこう打ち勝つことというのは難しい場面も出てくるかもしれませんが、やはりこう二度、三度、あるいは四度とそういうことでいくと非常にこう周辺の人たちも含め、当事者の方たちも含めてダメージが非常に大きくなるというふうに思いますので、本当に極力そういうことは避けられるようであれば避けていかなきゃいけないと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、災害がこう繰り返されているところというこの問題なんですけど、被害が繰り返されているところは、先ほどいろいろ説明もありましたけれども、大きなところで何か所ぐらい同じような災害、いわゆる繰り返しが起きているのか。これが分かればちょっとお聞きしたいんですが、災害復旧事業では原状回復が原則と言われているようでもありますけれども、本当に何度か繰り返される現状からみて、そこをやっぱり乗り越えていかないといけないのかの対策をもってあたらなければ、やはり同じような轍を踏むようなことにならないか。これはやはり不可能なんでしょうか。例えば設計の段階から、これはやっぱり現場を知るものとして、強くこう主張してもいいような気がするんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最後にまとめて答弁しようと思っていたんですけども、ずいぶん重複するところがありますから、今回の災害については、想定外なんていったら怒られまっすけども、非常に小河川を中心とした川、畑、それからある意味では林業の傾斜地の防風林、こういったところが総合的にやっぱり被災を受けているというところなんです。今、ご質問がありましたように、そういったことで来年度に繰り返さないというか、できるだけ生産者が減入らないような状況をどうやって可能なものにしていくかという点では、これはうちの町ででき得ることはもう言われるまでもなくですね、全力でやらなきゃならないと思っていますので、ここは例えば実践会長会議で今、要望事項を把握を毎年しています。これで今、荒沢課長が中心になりながら、どこまでできているのかと地域とのコンタクトを大事にしながら、それを未然に防ぐ、あるいは具体的にやるんだということをしてですね、地域と共同の作業によってやろうとしているので、これについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さて、一つは、毎年同じような箇所が起きる。例えば代表的なのは紅葉川です。今、西訓川だとか、いろいろ含めて、町内5か所プラス1と僕は言っていますけども、こういった度重なる災害によって、現状の升、規格ではどうしようもできないという状況があります。今回の災害で非常に効果があったと私は思うのは、開発と北海道と町、われわれも含めて、時には生産者も含めて現場を全員で散見したということです。すなわち道を含めて、農地の担当だけでは駄目だ。川だけでは駄目だ。道路だけでは駄目だということを認識していただいたということです。もっと言うと国と北海道の壁を何とか乗り越えようという動きが出てまいりました。ですから、私は今度の各政党の政調会にははっきり発言させて、もうずっとやっているんですけども、今までの基盤整備事業等の河川整備もさることながら、規格、規模、こういったものがもう現状に合わないんだということを災害復旧は原状復旧ですから、トータルとしての総体としての改修の基準を見直さないかということをもう何度もこれは農水省もそれから道に行っても発言してきていますので、このところは相当やっぱりその自覚を国や北海道はもってきているのではないかと。今、北海道

で農政部と確認しているのは、町内5か所ですよ。一つは協成川、豊坂川、西訓川、それに山林川、もう一つどこだか忘れちゃいましたけど5か所プラス1というのは協成です。協成の織田さんのところが畑の表土が流れて濁流になって道路に入り込んでくるんですよ。これは手の施しようがない。これは今、道庁含めてですね、一つのモデルケースとして1か所ずつでもやっていこうかということで、やらなきゃいけないということを道庁でプロジェクトチームを作りながら始まりました。これは訓子府の一つの例として、何としてももう町ではどうしようもできないという問題を北海道や国も含めてやっていこうという状況ですから、今回の災害で大変な被害を起きたということですけど、これをどうやってトータルとして総合的な力で北海道、国、町と含めてやっていこうとかということを今、具体的な検討に入っているということで、その一つが農水省の今、査定官が3か所に入りますから、荒沢課長、今、出てませんけども、その査定を受けています。さらに、この10年間、紅葉川については、抜本的な、同じようなところがやられてると。そして、原状復旧やっていると。これでいいのかということで、今年度、令和5年度にやっと調査費が国でつけた。調査費がつけたのはいいんだけど、工事を着工して完成するまでに災害が起きたときに、この費用とか農家に対する負担なんかはどうするんだよということを今、国に積極的に問題提起をしているところがございますので、いずれにしても時間はかかると言いながら、やっと動き出したというのが状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 町長の答弁にもありましたように、ぜひ、言ってみれば従来の復旧をすればいいということではもう全然かなわない状況になってきていると。いわゆる今後さらにそれが気候変動だとか温暖化だとか、そういったものもわが町にもやっぱり大きく影響を及ぼすような状況というのは目に見えてはきているとは思う。雨の降り方ひとつ見ても違ってきてる。そういう中でいけば、もう当然その設計の段階から、いわゆる単に川の水がどうこうという問題以上にそこだけの問題ではなくて、いわゆる農地から流れるもの、山から流れるもの、いわゆる水の流れる最初から最後まで、そういう部分のトータルでの治水というか、そういうものを真剣になって今やっていかなきゃいけない状況にはなっているのではないかというふうに思います。それからいけば、道やら国やら、そういった方々も含め、現場も入って現状を見ながら、どういう対応ができるかということについては非常にこう評価はしていきたいし、そこが必ずこう実りのある形で工事なり対応ができるように願っているところです。その中で特にちょっと自分なりに心配というか、本当に大丈夫かなと思うのは、先ほど五つプラス一つというような話がありましたけれども、協成川の問題やら西訓川だとか紅葉川だとか、私は思ってたのは、その部分もちろんそうなんでありましてけれども、例えば、西訓川、それから新井山川、それから豊坂川、この三つの地点というのは、本当にこれちょっと見ただけでも本当に大変な状況になるし、もう一つは、これちょっとなかなか言いにくいことでもあるんですけども、上と下の、いわゆる農家同士の、あるいは農業者同士のやっぱり感情的な問題にもこうぶつかっていくような、お互いにこう分断するというか、何て言うんですか、あまりいい、好ましい状況を生まないということがちょっと見え隠れするようなところもあるような気がします。これはそういうところがいけば、そういうことを決して生ましてはいけません。そうさせて

はいけないやっぱり対応というのが本当に必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、そういう部分でいけば、ぜひ今回の、今、荒沢課長が出て、査定の問題でされていると思うんですけども、ぜひ設計の段階から必要最大限のものを設置できるような、工事できるようなことで進めてもらえればいいかなというふうに思います。そうすることでお互いに農家同士も理解し合えるようなことになっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺について、再度、答弁があればお願いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つ忘れたというのは新井山川です。ですから、今言った、度重なる災害の中で起きてくる河川というのはやっぱり五つあるんですよ。これはもう手の施しようがないという、町がなんぼ泥さらいしても何しても升がもう合わなくなってきてるとか、いろいろありますので、これらについては、今、北海道でも災害箇所の認定とそれを克服するような対応をしていきたいということで、昨日も連絡入ったところですけども、これはこれからも私も主張していきたいというふうに思っています。1点目です。しかしね、これは僕は10年間、紅葉川を例にして国に言い続けてますけども、一つの規格やそういったものを見直すというのは大変なことだっていうことなんですよ。なかなか「うん」と言わない。しかもそれは北海道だけの問題じゃないから全国の問題に関わってきますから、それでもやっぱり必要にやっぱり国や北海道の職員の皆さんには言い続けながら、そして今回良かったのは、そういう今言った5か所の現場をみんなで見たということなんですよ。これがね、やっぱりね、このままじゃいけないということの自覚が僕はできたんじゃないかなと思いますので、さらにこれらについては、ちゃんとやっていきたいと思えます。

それから、もう1点ですね、やっぱりご存じのとおり基盤整備事業というのは、下流から始まっていっているわけですよ。今、北栄でいったら駒里の頭骨の方までいっているわけですよ。これは豊坂もみんな同じですよ。そうすると上で暗渠入れたり客土したりとか、いろいろやりますよね、そうすると出てくる水の量というのは、全然違う。そしてそれが下流の升の中に入ってきたらもう全然対応できない。しかも一気に来るといいますから、そういう点でいくと、全体的な面的な整備もさることなんですけども、やっぱり農家の人も農協も含めて意識改革をしていかなきゃ僕は駄目だと思っているんですよ。都合の悪いことはね、悪いけどね、町に言えば何とかしてもらえとかという状況ではなくて、やっぱり上流の農家の方も下流の農家の方もどうすれば少しでも災害を防ぐことができるかということをやったりそこに耕地を持っている人たちの知恵とですね、参加のもとです。ね、こういったことをやっていかないと駄目だと僕は思います。例えば、もうギリギリまで除草剤まくわけですよ。だからもう本当にもろくなってきて、そこにもものまく。そうするとこういった今回のようなことになると一気に畑から水が流れてくる。これはそうすると下流の人は上流のあいつが悪いとか、ああいうことやっているからだということは言えないんですよ。でもやっぱり現実ですから、こういったことも含めてですね、やっぱりこれから少しでも解決していかなきゃならないという点では、農家の皆さんの理解と力、そして町もそこに関わりながらですね、一緒に解決するというスタンスをですね、作り上げていくということはすごく大事だと思います。ぜひご協力をお願いします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、最後の方で言われた農地基盤整備、あるいは農業基盤整備事業との関わりというのは非常にやっぱり大きいですし、これからの今のそういう気候変動の問題等々、そして今回のような災害を生む、もし原因となるのであれば、これは自分にとっても、農地の保有者にとっても大変なことでありますし、その^{しも}下で頑張っておられる方にとってもとんでもないことになるということは今も明らかでありますけれども、そういう部分も含めて、その部分でちょっと質問というか、したいなと思うんですが、例えば、現在も北東地区の、いわゆる昔の名前でいけば畑総事業、それから北東地区と今、川南地区もそういう形で進んで、2か所が今、進んでいると思われましても、この北東地区とか川南地区の基盤整備事業の中に例えば過去に実施した農業基盤整備事業、あるいは農地基盤整備事業というんですか、そういう中で行った区画整理に伴った付帯施設、沈砂池だとか、あとトラフだとか排水管だとかというものは当然つけて工事はしてると思うんですが、この現在行われている地域だけでも、北東地区、あるいは川南地区の中での事業の中で何か事業化して再整備も含めた、過去に設置した部分、あるいはどうしてもそこは手直ししなきゃいけない。土管を太くするとかトラフを大きくするとか、あるいは沈砂池の土砂上げをどうするかとか、そういったものが今行っている事業で新たなものじゃなくて、その事業の中で何とか事業化できるような手立てというのは非常に難しいなどは自分自身も思うんですが、そういうものというのは可能性というのはどうなんでしょうか。なかなかこう大変だなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今ご質問のあった北東地区、川南地区の基盤整備事業に関して、沈砂池とか再整備、手直しとか、そういったものができのうかどうかというようなお尋ねがありました。これに関しましては、ほとんどのこの面事業の整備の聞き取りが終わっております。終わって、これから整備、既にもうだいぶ進んでおりますし、そういった中なので、今、ご質問された再整備という部分の方向性はなかなか困難であるというような認識であります。ただし、答弁書にもお答えしたとおり区画整理の工種の中にこういう沈砂池を再整備するというような部分、メニューとしてあります。先ほどの町長の回答にもありましたけれども、うちの町は戸当たりの経営規模が非常に小さいと。オホーツク管内でも。そういった事情もありまして、ほ場ギリギリまでなるべく大きく作って限られた耕地面積からより高い生産性を上げていくんだというような考え方が今も続けられているかと思っておりますけれども、こういう沈砂池とかを設けるに見直す部分ではやはりこれまで行ってきた部分とはちょっと違う視点ですべてのことをここでできるわけじゃないですけども、ほ場の一部の区画に沈砂池を設けるとか、なかなか訓子府の1筆、1筆の畑の中に沈砂池があるとかいうような形態というのは見られませんが、斜網とか、ある程度規模の大きいところに行けば、基盤整備事業でこういった整備を行っているところもあります。そういった検討も踏まえて、今、現行の事業ですぐにというようなことではない。なかなか困難なんですけれども、そういった視点も合わせて今後の基盤整備事業を推進していければいいのかなということで、こちらとしては考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 本当にそういう部分も含めて、おそらく区画整理で、いわゆる基盤整備事業の中で区画整理を新たに行って、そういうものが必要な箇所というのは、どこ

もかしこも必要だということではないような気がします。その中でどうしてもこれは下流に対して大きな被害を及ぼすようなこともあるようなところというのはやっぱり限定されてくるのかなというふうに思います。例えば、いわゆるそういう北東地区にしても川南地区にしても、期成会というか、ひとつのこう団体を作って、その中で共通経費というか、プール計算のような形で最終的な精算の仕組みはしていますよね。負担金は当然個々で納めるんですけども、最終的な共通の部分というか、少なくともそれは当然工事を受ける受益者の方たちの理解と協力がなければできないんですが、そこら辺も含めて、どうしてもこの部分は今回のこの川南地区、あるいは北東地区でみんなで進める事業だとしたらプール精算の中でもお互い持ち合うというふうな、例えば、被害を下に及ぼさないために遊休地のようなものをあえて10mとか20mとか5mでもいいですけども、状況に見合ったようなものを作るとか、あるいは沈砂池の問題等々も含めて、何かそういうふうな農業者同士の理解の持って行き方、こういったことも今後必要になってこないかなというふうには思っていたんですが、これは当然JAも含めた中での話し合いというのはやっぱり必要になると思うんですが、その辺についての見通し何かは今、先ほど大里課長もちよっと触れられていたんですが、さらに必要になってくるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、工藤議員がおっしゃられたように、各期成会というものは共通経費を持っております。その中では火山灰取るにしろ、火山灰の客土を毎年、毎年この基盤整備事業でやっていくと。そういった部分にしろ、毎年、毎年、精算していくと火山灰がここから出なくなったとかということで事業費の単年度ごとの出来高というのが変わってきます。単価というのが変わってきます。そういうのをならず意味で共通経費というものを皆さんから徴収して一定額持っているというふうなところでありますので、そういった部分が先ほどから言われております沈砂池の整備に使えるというふうな意識が皆さま方で共通して持っていただければ、どこにその沈砂池を置くかということも含めてやれないことはないと考えております。ただし、今、計画を変更するにしても、今の現行からの計画変更という形の行政的な手続きをとっていかねばなりませんし、果たしてそれが今、認められるのかというようなクリアしなきゃなんないハードルというのはございます。ただし、今後、年に1回か2回、各期成会の役員会というものが行われていますけども、今回の今年の自然災害をみて、こういった提案とか、そういった部分がこういった受け止め方なのかということも含めて、また検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） この問題については、この程度で終わりにしたいと思っていますけれども、いずれにしても農業者同士の対立を生むようなことだけは極力避けるということはもちろんだと思いますし、そのためにどういう方策がいいのかというのは、やはりみんなで協議をして、みんなでこう理解と合意で進めるということが大前提になりますので、そのためにはやはり自然環境も含めて大きく変わってきているという問題、これもやっぱり農業者としての自覚の中で進めていかなきゃいけないことでもありますので、そういう部分も含めて、行政にそこをやっぱり中心的に担って、そういう部分の意識の改革も含め

た、そういう部分の働きといいますかもやっぱり行政の果たす役割として、ぜひ頑張ってもらっていただければいいかなというふうに思っていますので、そんなに遠い未来のことでなくて、できるだけやっぱりそういうものを作っていかざるを得ない状況になってきているということでもよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問になりますけれども、もう時間の関係もありますので、最後の方になりますけれども、先ほどの第一答の中でも言われてました。後戻りする再質問になりますけれども、災害時だとか災害復旧時にオペレーターだとか重機の問題。これがやっぱり結構、たまたまというわけではないんですけど、結構、被災を受けているところに話を伺うと、いやこれ本当に急いでやってもらわないと次の雨きたらどうするんだという状況が、やっぱりみんな心配をしてると。今回もこれ穂波の方から、柏丘から穂波にかけてなんかちょっといろんな話、来いやということで行ったんですが、やはりそういう部分の危機感も含めてありますんで、何とかオペレーターや重機等の対応、これはなかなか難しいということもありますけれども、何とかならないのかと。自力で何とかやるからいいよという人もいたんですが、いわゆるバックホーなんか自分で持ってて、たまたま持っていたり、あるいは知り合いから借りてということでやってはいるんですが、みんながみんなそういう条件ではない訳なんで、この辺どうこれから、地域の助け合いも含めて、組織していくか、あるいはそういう業者の方を来ていただけるような状況を作るかということもやっぱり考えていかざるを得ないことになってないかなというふうに思うんですが、この点について、一答目で回答はいただいておりますけれども、あらためてもう一度ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 今回、三度ぐらいにわたる災害、それに対応するだけの直営部隊、あるいはオペレーターが足りないということも復旧作業の進行の遅れになったことは間違いないかと思えます。それで各業者、建設業協会、関係団体等とも協議をしておりますけれども、施工業者についても町の事業だけやっているというわけでもなく、国や道の事業を受注して各地方に飛んで行ってオペレーターを用意して作業をしているというような状況もあって、なかなか町で抱え込んで全部やってもらえるような状況ではまずなかったというのも一つの原因かと思えます。ですけれども、そうした人員や重機等を確保して、それを災害時だけでペイできるかとか、そういったことも考えなければなりませんし、オフシーズンの冬にそうしたところをどうしていくかというような考えも一つ考えなきゃならんのかなと思えますけれども、いずれにしても町で事業を頼んでいる中では足りないというのは事実なんで、今後とも関係機関と協議をしながらですね、なるべく今後ともこうした被害等も来年以降、おそろくないとも言えませんので、今より改善していくようなことを念頭にですね、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） この問題でいけば、それこそ何十台も何百人もということじゃなくて、本当に限られたものでもいいんだとは思いますが、こういうもののお手伝いというか支援、例えば、自分の町だけに限って、これなかなか難しい問題というのはあるという、内包しているというのはわかるんですが、自分たちの町のそういう業者の方々だけでは

なくて、応援を頼める他市町村の、そういう部分も含めて、やっぱり難しいんでしょうかね、そういう部分も含めた、冬場もあるから、あるいは仕事のない時どうするかということも心配しなくてもいいような、そういう仕組みづくりのようなことが、やっぱり行政ってなかなかいろんな問題で難しい、町のお金を使ってするというのも含めて考えると難しいところあるのかもしれませんが、でもどっかでこう緊急災害的な部分でいけば、あってもいいのかなというふうな思いでいる方はたくさんいたということも事実でありますので、この辺も含めて、もう少しいろいろ検討していただければいいかなというふうに思っているところです。

それでこれあと最後、これと今の話でも若干被さるかもしれませんが、最後の質問になりますけれども、先ほどから何かも言っていますように、自然環境が大きく変わってきて、いつ何が起こるか分からない、自然災害として、そういう中であって、やっぱり行政が果たす役割というのは、やっぱり結構大きいし、大事だなと思います。そして、ここで一つの大きなこの災害の時につまずいたことが行政に対する信頼という問題とすごく密接に結び付くというか、そういうものもちょっと感じたところもありました。普段はもう全部こう、いや一本当に訓子府はいいということなんだけど、いざ自分がさあどうするかといった時に、なかなかそうならないと、やっぱりそこで町民の行政に対する信頼という部分というのが非常にこう揺らぐわけではありませんけれども、ガッカリするという部分も無きにしもあらずかなというふうに思います。決してそれはやっぱり避けていかなきゃいけないと思いますけれども、そのためにも、この訓子府の第6次総合計画、重点プロジェクト前期、後期、今後期に入ってます。10年間の。これ令和の8年までだったかな。そういう中でこの自然災害に対応するような、重点プロジェクト、そんな大げさではなくてもいいんですけども、これは最後の中小河川や町道等における定期的な危険箇所の点検や整備、これに対して答弁の中でも各実践会長さんとか町内会長さんとか、地域とも一緒になってやるということも含め、そして問題はあとそこでとる予算の問題、そして本当にこれはおかしいよ何とかしてくれといった時にすぐできるような体制をとるということになると、やっぱり一定の、何て言うのかな、大変なことになってくると思うんですね、行政としても。だからこそ重点プロジェクトのような、総合計画の中にやっぱりきちんとこれからのこの防災というよりも自然災害にどう対応していくのかというものを打ち出していく必要があるんでないかなというふうに今回はすごく思っていました。確かに施設建設だとか、そういう部分、施設投資だとか、投資的な事業というのは、そういう計画に立ちやすいんですけども、やはりその防災、それは当然今の計画の中にも道路の舗装の問題だとか、いろんな問題は出てます。だけれども、この自然災害に特化したものに対する、これは何も町だけがやるんでなくて、どう進めていくかという住民も巻き込んだ、そういう計画というのは、やっぱりその重点プロジェクトの中でもいいですし、総合計画の中でこれから必要になってこないかなというふうに思いますが、最後に町長からいろいろと考えがあればお伺いして終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点かにわたってお話が出ていますので、説明させていただきます。例えば、オペレーターの問題等については、各業界のうんぬんも業務監の方から話がありました。あらためてですね、これは町外の建設協会含めて、今回のことを参考にしな

がら行政で可能な限りやれること、それから重機を持っている山田、富山、あるいはそのほかのことを含めてですね、一緒になってやっぱり検討することがまず一つは必要じゃないかなというふうに思っています。これ今日、荒沢君いませんから、やっぱりこれは一つの課題として検討しなきゃいけない。今回ね、災害を通じて非常に参考になったのは、道路がね泥だらけになったんですよ市街地区の。ものすごい汚れた。それで開発の道路管理者の清掃車をね2回借りたんですよ。これ清掃、うちの方で経費出しましたけど、やったんですけどね、国は積極的にそれらを支援してくれたんですよ。こういったことも含めていくと例えばオペレーターの確保を旧来の土木現業所やあるいは開発建設部等含めてですね、何とか総合的な支援ができないかということですね、やっぱり検討する時期にきていると私は思いますので、これはちょっと何と答えるか分かりませんが、やってみないというふうに思っていますので、これはちょっと時間かかるかもしれませんが、建設課を中心にしながらこういったことをやっていきたいというのが1点です。

それから、もう1点ですね、今、総合計画の後半期に入っている重点プロジェクトや課題設定をして、議会あとまた報告出てくるのではないかなと思いますけども、いずれにしても私の方からが環境問題をどうするのかと。自然災害とかCO2削減の問題をどうするのか。それから例えばパートナーシップ制度の問題とか、与えられた今、この時代における課題というのかなり出てきています。これを各課だからなかなか出てこないから、あらためて自分の課だと思えるようなところで、やっぱりあらためてもう1回重点プロジェクトの政策的な提案をですね、各課を中心にしながら、あるいは企画財政課を中心にしながら盛り込んでいき、そして具体化していくということが、より緊急な措置として、私は総合計画の後半戦でもっとも重要だなというふうに思っていますので、ここはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） ちょうどもう時間になりましたので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

携帯電話につきましては、マナーモードにするか電源を落とした状態での持ち込みをお願いいたします。

次は、8番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

町民が安心して暮らせる防災対策についてということで町長に伺います。

今年は、降ひょう、ゲリラ豪雨など今まで経験したことがない自然災害に見舞われ各地で大きな被害が見られています。

農地、農作物はもちろんのこと、河川、道路などに大きな爪痕を残し、いまだに町民の皆さんにはご不便をおかけしている箇所も多く見られます。

町内中心部も水があふれ、住宅などにも被害がありました。災害に対し町民が安心安全な生活ができるためにも、今後の防災対策としての施策を伺います。

1、今回、災害によって、河川などの氾濫により、市街地にも大きな被害が見られましたが、床下、床上浸水などの被害が起こった場合の復旧の支援策などの考えは。

二つ目です。今年7月に発行した常呂川・訓子府川が氾濫した場合の洪水ハザードマップですが、その他の普通河川を対象としたものは検討しているのか。

よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民が安心して暮らせる防災対策について」2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「今回の災害によっての河川などの氾濫によって、市街地にも大きな被害が見られるが、床下・床上浸水などの被害が起こった場合の復旧の支援策などの考えは」とのお尋ねがございました。

大雨や洪水といった自然災害により被った被害については、自然災害に起因し、何者かの不法行為がない場合は、賠償責任が発生しませんので、被災者自ら被害復旧を図らなければならないケースがほとんどでございます。

そのため、今回のご質問にもあります床上浸水や床下浸水の一部については、火災保険の補償対象となっておりますので、復旧経費については、火災保険に加入し災害に備えることが一般的な対応となっております。

このことから、町としましては、保険申請に必要な罹災証明を発行するとともに、高齢者等の被災住宅で後片付け等が困難である場合に、職員による復旧作業等の支援を行うことなどの対応もしてまいりたいと考えております。

2点目に「今年7月に発行した常呂川・訓子府川が氾濫した場合の洪水ハザードマップですが、その他の普通河川を対象としたものは検討しているのか」とのお尋ねがございました。

実際に今年6月、7月に発生した短期間集中豪雨におきましても、越水したのは中小河川でありますので、その必要性は感じているところでございます。しかしながら、浸水想定区域図の作成については、非常に専門的な知見と緻密な調査が必要となり、今回作成した洪水ハザードマップにつきましても、大元のデータは国土交通省や北海道で作成した浸水想定区域図を活用しているなど、独自での作成は非常に困難な状況でございます。このことから、国・道の関係機関が集まる常呂川減災対策協議会の席上などでも、国や道の管理外である中小河川の浸水想定区域図についても作成してもらえよう協力依頼をしているところでございます。いずれにしましても、中小河川の洪水ハザードマップの作成については、ベースとなる浸水想定区域図の作成が前提となり、現状は検討段階にありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い

願います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきたいと思います。今回ですね、この質問をするにあたり、町民の方々にいろんな声を聞かせていただきました。災害に対して負け犬の町になっていいのか。そのなかでですね切実な声を聞かせていただいたところが現実でございます。先ほどの工藤議員の質問、それからですね、明日の西森議員の質問にもありますので、私は災害の方の話ではなく、防災対策に重点を置いて質問をしたいと思います。通告書にもありましたように、今回の何度も襲うゲリラ豪雨の被害は農地、農作物、河川、道路、さまざまなところに大きな被害がありました。また、市街地、住宅地の水はけのよくないところも多く、道路が川のようになっているなど、被害も大きくなっていました。豪雨被害、農家の皆さんは大変な思いをされていると思いますが、市街地、住宅地と言いますか、その中でもですね、声を上げられない災害弱者が多くいらっしゃるのも現実です。まずですね、そのような災害を受けた皆さんの声を聞いていると思いますが、まちの中の本当の災害弱者の方から連絡などは来ていたのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 被災の当日ということですよ、被災の当日ということに関しては連絡等は役場の方には入っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 連絡きているということですので、いろいろ対応、私も何人かの役場の職員の方に会いましたけども、すぐ駆けつけてくれてお話を聞いてくれるのが現状でございます。ぜひですね、先ほど今の回答ではですね、なかなか火災保険の対応ということもありますし、自分たちの町での支援、お金の支援というのはないと思うんですが、人の支援としては検討されているということですので、床下浸水だけではなくてですね、水によって運ばれてきた土砂、泥などの撤去をしなきゃいけないということで、多くの町民の皆さんが大変な思いをしているということです。行政に相談した場合は罹災証明書を発行してくれるということで、無償で処分場に処理がいつて処理ができるということがあるということなんですが、そういうことを相談すると分かります。答えてくれるので分かるというんですが、行政からの発信、そういうので出しますよという発信がなかなか見られないという話も聞いておりますので、今後災害がないということも、ないのが一番の本当は願いますが、もし起きた場合、その時のことを考えてですね、その罹災証明書やそういうことの周知を早急に発信していただきたいと思いますが、そちらはどうかと思っております。またですね、災害が発生しづらくなるための整備は当然のことだと思うんですが、発生しやすい地域の世帯などにですね、今回、土のう袋は墓地が被災になった時に土砂を撤去する際には提供してたという話を聞きましたけども、町内会長や実践会長が要望があれば渡しているという話も聞きましたが、実際のところは本当にそんなことが分からない方もたくさんいらっしゃるんで、そちらの方の土のうの袋の配布などもするのかどうかというところと、そういうところの周知も一緒をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、災害の廃棄物の関係、罹災証明が出れば手数料な

しで廃棄できるということの周知ですね、あと土のう袋、町内会長から要請があれば配布していることに対する周知についてのご質問だったかと思います。

災害の廃棄物につきましては、議員おっしゃるとおり町長か消防の方で罹災証明が発行されておりましたら、処理の手数料の減免ができるというふうな規定がございますので、こちらにつきましては、今後、広報等を通じて周知を図っていきたいと思います。

土のう袋の配布なんですけれども、確かに実践会長さんや町内会長さんでどこその法面が崩れてるんで自分たちで土のうを作っておくんで土のう袋くれないかという時には配布している状況なんですけれども、あくまでも公共物を直す時に対して配布しております、私有財産のために、ちょっとここ直したいんだという時は、ちょっとご遠慮しているという状況でございます。そういうことにつきましても、あらためてまとめて広報していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 災害弱者の方たち本当にどうしたらいいか分からない。右も左も分からず過ごしていたのもありますので、いろんなそういうことができるんだよという周知していただきたいのかなと思います。

また今後、避難場所ということで、大きな災害があった場合、避難場所になりますけども、各地域にこのハザードマップとかも見ると会館などが設定されていると思います。水難時にはですね、危険な場所、水が浸かるところもあると思いますが、それらの対応はもう本当に川が氾濫した場合どうするのかっていうところもありますし、一時避難所なども含めて、全避難施設にですね、外部の電源が引き込みが容易にできるように設置されているのか。例えば停電になった場合に発電機などを使ってやると思うんですが、その準備がされているのか。また、防災グッズなどを各家庭に配布するなど、そんな考えはないのかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 避難所の電気の関係のご質問と防災グッズの関係の質問ということで、まず避難所が停電いたしましたら、避難所用の発電機は防災倉庫の方に必要数備蓄してありますので、電気が止まっているという状況であれば防災倉庫の方から持って行って各避難所の方に持っていくと。そこで電気を確保するというような準備をしております。

防災グッズを各家庭に配布するということにつきましては、現状検討はしておりませんでしたので、ちょっと今後の検討課題ということだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今後、発電機はあるということで、ちょっと安心はしたんですけど、例えばEV車両等の給電設備などが必要になるのかなと思ってEV車両などを使ってですね、緊急の停電等に対応すると。例えば公用車をEV化をして自動車メーカーと災害時のですね、電源車両の提供を盛り込んだ協定を集結するなど、進めて行ってほしいなと思うんですが、そちらの方のご検討の方はされてはいるかどうかを伺います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 電力源としての公用車、EV車両の購入ということで、現状

ですね、建設課の方で公用車の更新計画をつくりながら段階的に公用車を入れ替えているんですけども、その中で環境に配慮したものを入れるということでEV車両も検討の中には入っていると思います。その中でメーカーと協定を結んでそういうことをするということは現段階では検討はしていないんですけども、例えば、避難所にEV車両を持っていくとして、その電源を使う場合は、避難所の方の受け手の避難所の方もその専用の設備が必要になってくる。それが大体80万から100万ぐらいの価格がかかってきますんで、避難所30個ぐらいあります。ちょっと価格の問題もありますので、現状は発電機の方で対応していきながら徐々にEV車が整ってきたら、その時にまた考えるというようなことで検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 車の方も随時更新されるということですが、避難所の方はちょっと厳しいのかなと思いますので、何かいい方法あればですね、あとどんどん進めていって新しい方法でよりよい防災活動をしていただきたいと思います。

先ほど答弁ありました普通河川の洪水ハザードマップ、なかなか厳しいというお話も聞いています。独自で作るのは難しいということで、道などと検討していただきたいと思いますが、やっぱりまちの中の河川、先ほどの質問にも河川の話ありましたけども、本当に周辺に住んでいる方々や福祉施設の方々は常に不安を抱えているので、ぜひですね、そういうどこに逃げたらいい、うちのそばの川はどれぐらいの水が出てくるんだというところも分かるようなところを進めていっていただきたいなと思いますし、また平成29年3月に発行した防災ガイドマップですか、消防庁舎も新しく移転するということですので、今後更新されると思うんですが、大体いつごろ更新、新しいものを更新される時期はいつ頃なのか。それを伺います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 平成29年に発行しました防災ガイドマップにつきましては、今回は令和7年度完成ということで現在考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 災害情報などはサポートメール、今あると思うんですけども、そちらの方を登録するとメールか何かで送られてくると思うんです。ですが、今どこが冠水してるだとか、どこが通行止めになってるだとか、リアルタイムでの避難が必要な場所、地域などを教えてほしいという声もありますし、車が通れない場所を教えてほしい。そういうものは地図アプリなども常に情報を更新してほしいという声が聞かれます。そのような町民向けのサービスなどは今後検討されているのか。メール以外の何か方法、情報発信等あると思うんですけども、そちらの方、検討されているかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） リアルタイムでどのような、例えば越水をしているですとか、通行止めになっているとかってというような情報が住民の方に早くお伝えできるような方法はないかというようなご質問だったかと思うんですけども、まさにその必要性を感じているところでして、前向きに検討中でございます。何かしらのSNSを活用して集めた情報を町民の皆さんにフィードバックしていくというようなことを考えていきたいと思っていますんですけども、情報収集をしているのが本部でして、本部は電話とか無線ですとか

被災地図にどのような被災が起こっているかというのをおとしたり、かなり忙しい状況です。どこまでそれができるかという検討最中でございます。何かしらの情報発信は検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 本当に今どこで何が起きているというのは、本当に町民の方にとっては一番最初に知りたい情報だと思いますし、リアルタイムでの本当にタイムロスのない情報発信がしていただくのが一番いいと思いますので、ぜひですね、そちらの方も検討していただきたいと思います。またですね、災害が本当にいつ起きるとも限りません。家にいるときに必ず災害が起きるわけでもございませんし、本当に町民だけが、町で起こった災害に巻き込まれるわけでもなく、本当に遊びに来ている方も仕事で来ている方も災害がきた時にどうするかというところを逃げる場所、避難する場所なども分からなければいけないのかなと思っています。ほかの自治体などは本当に町の広報紙とかになると思うんですけど、コンビニなどに置いて、ご自由にお持ちくださいというところもあるという話も聞いています。広報紙いろいろ情報載っていますので、それももちろんだと思うんですが、この防災ガイドマップと洪水ハザードマップだと思うんですけども、こういうところをコンビニだとか、例えば町の各施設、それから商店の店先ですね、そういうところに置いていただいて、ご自由にお持ちくださいよというような、こう書いていただいて、常にどこで何が起きててもそれを見て何がどうすればいいんだということが分かるような、そういうふうに置いていただくことはできるのか。いろんな方が見て、本当にその情報をすぐ知ることができるような、SNSじゃない、この紙媒体としての発信はできないのか、そちらを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 防災ガイドマップにつきましては、現状、置いてあるのが役場の窓口ですね。今、新たに配布しているというのは転入者の方ですとか、ご希望される方については配布している状況でございます。今、議員おっしゃいました例えばお店の軒先ですとかに置いておいてというようなことなんですけども、まず大前提として事業者の方、お店の方のご意向がどうかというところが、まず、そこをクリアしないと話は前に進まないかなとは思いますが、そういうご意向を確認できればできないわけではないというような感じを受けますので、ちょっとその辺はお話してみないと分からないので、ちょっと検討材料として進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 先ほどのSNSもそうですし、こういう紙媒体も、どこで本当に、どちらも見れるような形をとっていただいて、誰でもどこでもすぐ情報が知れるということを進めていっていただきたいと思います。

またですね、今回の豪雨災害、あらためて必要だと思ったのがアメダスでないかなと思っています。関係機関への働きかけを行っていただいているとは思いますが、そのことについて、またですね、防災対策全般について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 災害はいつ起きるか分からない。それはさっき工藤議員からもありましたように小河川を中心として、何十年にわたって同じような災害を繰り返している

ところも何とかクリアしていかなければならない。私は今回ちょっとやっぱり驚いたのは、6月19日だったでしょうか、市街地区、シティの横なんか水が噴き出て、ものすごい量が、私の友人が通行できないような状態がありました。車なんかがですね。あらためてまちの中の防災をどうするのかというのは、総務課長が答弁したとおり全体的なやっぱりバランスの中で見ていかなきゃならないなと思います。いつも言ってきたのは、常呂川が決壊した時に50cmぐらいの水没するんだと。うちの市街地区はですね、今の消防庁舎がそれだから銀河線の跡地の鉄道用地に移設したということもありますので、あらためてそういったことに対する非難の場所、あるいはどんなことが起こり得るのかということですね、常呂川だけではなくて、小河川も含めたですね、防災的なものやっばりいかなきゃならない。

もう一つは、これはお願いなんですけど、今、コロナ禍の中でなかなか前へ進んでませんが、各実践会、町内会に組織立てをお願いしてますよね、やっぱりぜひですね、あれを全町的なものにしていきながら、そこでやっぱりマップやいろいろなことを配布したりですね、啓蒙活動をやりたいと。今度10月に防災総合訓練がございますので、こんなことも活用しながら、さらに広範囲にきめ細かなものにしていきなさいというふうに思っています。

アメダス、私、町長になってから、ずっと気象庁とかけあってます。なかなかうんと言わない。それであそこに水量計とかいろんなものやっばりいかなきゃならないんですけども、最近NHKの天気予報も少し訓子府なんかが出るようになってきましたけども、予算的な関係もあって、境野と上常呂にしか置いていないというのが現実。管内では訓子府と上湧別地域、清里が置いてないという状況ですので、それをさらにということが難しいということが期成会の要望でも取り下げてしまいました。だからこれはもうどうしようもできないというのが現実です。ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 本当に防災対策ですね、先ほど言われました町内会、実践会も本当に考えていただきたいなと思いますので、町をあげていろいろご連絡等をしていただいて、本当に町民皆さんが本当に一緒になった防災対策をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

コロナ対策および物価高騰に対する支援についてということで伺います。

新型コロナウイルス感染症は、第7波と衰えを知らずに猛威を振っています。

それに加えての昨今の原材料などの価格高騰や物価の高騰により、農業生産者、商工業事業者、すべての町民生活を苦しめているのが現状です。

これからも、まだまだ先の見えない状況が続くと考えますが、支援策の考えなどがあるのかを伺います。

1、国から新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が交付されておりますが、今後、交付金を活用した施策、支援策は考えているのか。

2、新型コロナウイルス感染症対策として、これまでさまざまな経済対策を行っていますが、支援後の検証などは行っているのか。

3、コロナ禍での物価高騰、原油高ですが、町民に対して、それらに対応する新たな支

援策の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ対策および物価高騰に対する支援について」3点のお尋ねがございました。

1点目に「国から新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金が交付されておりますが、今後、交付金を活用した施策、支援策は考えているのか」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の令和2年度補正予算に計上されたものをはじめとして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実用に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう交付されているものです。

本町におきましても、感染拡大防止対策や感染拡大の影響を受けた事業者や町民生活のための支援など、本交付金を活用し、さまざまな事業を実施してまいりました。

新型コロナウイルスは、全国的にも第7波の流行の中にあり、いまだ収束の兆しが見えない状況ですが、今後につきましても、感染拡大による住民生活や地域経済への影響を注視し、交付金の趣旨に沿った施策を検討してまいります。

2点目に「新型コロナウイルス感染症対策として、これまでさまざまな経済施策を行っていますが、支援後の検証などは行っているか」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業は、経済対策支援事業のみならず、すべての事業について検証し公表することになっており、事業ごとに検証し、その結果をホームページで公表しているところです。

交付金を活用した経済対策事業としましては、令和2年度および3年度の事業費ベースで合計約1億4,900万円あまりの事業を実施。

このうちの一部を申し上げますと令和2年度に実施した「くんねっぷプレミアム付商品券発行事業」につきましては、発行額5,779万2千円に対し使用額が5,744万8千円となり、使用率として約99.4%と非常に高い割合で商品券が町内で活用されたことから、町民の生活支援および地域経済活性化に効果があったものと評価していますし、同じく令和2年度に実施した「冬季生活応援事業」は、外出自粛等に伴うコロナの影響が大きい住民税非課税世帯に対し、申請により1世帯1万5千円を給付した事業ですが、給付件数572件と多くの申請実績があり、コロナ禍の冬季生活の支援が図られたと思っています。また、令和3年度には「子育て世帯生活支援給付金事業」を実施し、対象世帯すべての申請があったことなどから、子育て世帯への経済的な支援が図られたと思っています。

このように交付金を活用し、町内の地域経済を支える事業やコロナ禍での影響が大きい町民に対し、幅広く生活支援となる事業を実施してまいりました。

3点目に「コロナ禍での物価高騰、原油高ですが、町民に対して、それらに対応する新たな支援策の考えは」とのお尋ねがございました。

ロシアによるウクライナ侵攻や金融市場などの影響によって、原油価格をはじめとした

物価高騰は、コロナ禍での国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、国では令和4年度の予備費を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「原油価格・物価高騰対応分」が創設され、本町には4,309万1千円が配分されたところです。

これを受けて本町では、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を全町民が受けていることから、まず、町民1人1万円分の商品券の配布事業や福祉事業所における経営への影響を緩和するための支援を実施したところです。また、今定例議会においては、特に影響が大きい住民税非課税世帯などへの支援事業もご提案しているところです。

コロナ禍における原油価格・物価高騰は、当面続くことが予想され、今後においても町民生活や地域経済を守るため、交付金を最大限に活用しながら、必要な施策を検討してまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。まだまだ先が見えないコロナ禍での毎日が続いています。感染者数もですね、減ってはきているというところですが、いつ誰が陽性の診断を受けるかも分からないのが、そういう生活を送っているのが現状です。答弁がありました新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金事業ですけども、現在活用されている金額と活用までが確定している金額、事業ですね、まだ事業決まっていない交付金の残高などを教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まだ活用されていない事業残高というお尋ねですけども、令和3年度で繰り越しも含めて使える予算総額につきましては1億2,444万1千円となっております。うち、既にですね、提案中のものを含めまして9,930万1千円を見込んでいます。ですので、残りとしましては2,514万円がまだ残っているということでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 2,514万円が残っているということです。経済的な支援のお話は物価高騰対策と一緒に質問したいと思っておりますので、先にまずコロナ対策としてですね、質問したいと思っております。

まちではですね、PCR検査、抗原検査キット無料配布していると思います。現在対象者は訓子府町外に連続して2日以上滞在、通勤通学を除く町民の方。また新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者などと感染リスクが高い方と接触した町民の方。それから町内の事業所で新型コロナウイルス集団感染が発生し、当該事業所の代表者が業務上感染リスクが高いと認めた方というふうになっていると思います。町民の方からですね、役場で配布するというふうに広報等で見たということで、いったんですが連絡したというんですが、もらえなかった方、何人かお話を聞いています。対象外の方なので、ルールが違うので渡せなかったというの分かるんですが、理解していただいているとは思いますが、症状がある方はもちろん熱があるとかという方には渡せないのは分かるんですが、ぜひですね、今ある三つのルールをちょっと条件を緩和していただいて、または全町民に配布す

るだとかということがあると思うんですけど、検査の輪を広げて町民が安心して生活できる環境づくりはできないのか伺いたと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） コロナの検査キットの関係でご質問いただきました。昨年から今年にかけてPCR検査キットと抗原検査キットを配布しているんですけども、PCR検査キットが725個、抗原検査キットが334個、合計、今のところ1,059個のキットを町民の皆さんに配布している状況でございます。この事業の対象者につきましては先ほど議員がおっしゃられたとおりの対象者でございます。お渡しできなかった事例というのも何例かありまして、先ほど議員がおっしゃったように発熱しているとか「発熱しているんでキットがほしいんですけども」というようなことで尋ねられた場合については、もう症状が出ていらっしゃいますので、病院に受診していただきたいということでお断りしているのと、あと「同居の家族がコロナに感染したようだからキットほしいんですけども」というのにつきましては、もう事例が保健所の管轄に移ってしまっていることから、もう保健所の指示に従っていただきたいということでお断りしている。この二つの例がほとんどでございます。それ以外で対象外になっているという方、あまり、もう皆さんどういう方が対象かというのを見ながらきていただいているので、ない状況だと思っております。特にこの8月なんですけれども、ひと月で250個配布している状況でございます。追加購入も都度進めてはいるんですけども、品薄な状況であるということと個数に限りがあるので、本当に必要になった場合にありませんよという状況も作れませんので、のべつまくなしに配るということは今のところちょっと考えていないと。ですので、ちょっと要綱の緩和についても、もうちょっとできないなというふうに現場は考えているところですのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 本当に品薄だということで薬局でも買えないという方も多くいらっしゃるということですので、ぜひその対象者の方がくれば切れることなくお渡ししたいと思っております。

2番目の事業の検証ということで、今、答弁の中ではホームページで公表しているということでしたのが、ちょっと私が調べ方が悪いのか、ちょっとどこにあるか分からなかったものですから、ちょっと見つけることができなかったんですが、ホームページの中ではそういう話が出ているということで、結局なかなか見つけられないのかなというところもあるので、そこもですね、検証結果などをもうちょっと分かりやすく公表もしていただきたいなと思っておりますし、広報紙、その中でも公表していただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ホームページでは掲載しているんですけど、なかなかちょっと見つけづらいところにあるということではですね、ちょっと改善しなきゃならないなと思っております。それと国のフォーマットで載せているものですから、字の羅列でちょっと見てもですね、ちょっとそっけないものになっているということもありますので、分かりやすいものがもっとあればというご提案だったと思っておりますので、そのことも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、町民の皆さんは何に使われているんだろうと興味もある方もいらっしゃると思いますので、皆さんが分かりやすい方法でぱっと見て、こんなのに使っているんだねというのが分かればいいのかと思いますので、よろしく願いします。

また、ホームページのですね、新型コロナウイルスに関連する訓子府町の情報ってこう大きなバーナーがあると思うんですけど、ちょっと情報が古いのあるので、ぜひそこは、町長の言葉が古いかと思います。直していただければと思います。それで3番目の具体的な支援ということで、コロナ禍での物価、原油高の高騰、さらには円安と町民の皆さんの生活に大きく影響を受けているのが現実です。7月には大きな影響を受けているすべての町民の皆さんとですね、事業者を支援するために、町内で使用できる1人当たり1万円の元気なまちづくり商品券を配布していると思います。大変助かっているという声を多く聞きますし、11月末までの使用期限ですので、今後、あとにですね、継続して配布型の商品券やプレミアム付商品券などを販売してほしいという声も多く聞くことができました。北海道では市町村などが発行するプレミアム付商品券にさらにですね、プレミアム分を10%上乘せするという事業も行っていますし、プレミアム商品券発行事業の支援ということでやっていると思いますが、道の補助金なども活用しながら商品券などを今後発行する考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今後の商品券などの発行という何らかの経済対策、物価対策についてのご質問だったと思いますけれども、先ほど現状で2,500万ほどの交付金の執行残といいますか、使える分があるのとですね、国の方で6千億でしたかの新しい追加の部分が出てきております。この分がどれぐらいくるのか、ちょっとまだ具体的には通知されていませんけれども、算定方法につきましては、ちょっと若干今までと変わって人口ですとか物価上昇なんかも基礎にするということなので、まったくちょっと分からない状況でございます。ただ、そういった財源がまたくることも想定されますので、中でですね、関係者含めて、どういった事業が適切なのか、情報交換しながら検討していきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） そうですね、本当に町民の皆さんが求めている声も多いので検討していただきたいなと思います。

また、今回の定例会で低所得者世帯に対する生活支援として1世帯3万円の支給が提案されています。福祉灯油も含めて中での実施ということで、非課税世帯の方には大変喜ばれる事業でないかなと思います。国もですね、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金としてですね、非課税世帯に5万円を支給するという案も上がっていると思いますが、年末年始に向けて生活支援というのは欠かせないことだとは思いますが、しかし今まで国の制度などは非課税世帯という方に限るのが結構多いかなと思います。なので全世帯となるとなかなか厳しいところもあると思うんですけども、ギリギリ非課税にかからない家庭というのたくさんあると思うんです。その家計も大変苦しいというお話も聞きますので、町としてもですね、その点を視野に入れて、そういう非課税世帯に限らず新た

な支援を検討してほしいと思いますが、そちらの方は考えているかを伺います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 非課税世帯に準じるといいますか、やや近い所得の方に対する支援ということで、前回、工藤議員の方からもですね、何か方策がないのかということでご意見、ご提案いただいたところでございます。そのことを受けまして、内部です、いろいろな協議を進めてはきたんですけども、3点ほど整理しなくてはいけない点があるということが明らかになったといえますか、1点目がですね、皆さんが納得いただける非課税世帯に準じる範囲をどこに設定すればいいのか、範囲の問題ですね。それと所得を見にいきますので、どうしても税情報を活用しなくてはいけないということで、なかなか税情報を利用するにあたっては、縛りがきついものですから、そこをどうやってクリアしていくのか。それと対象になった方がですね、非課税ではないとなるとですね、対象になる方にどうやって周知するか。いかに多くの方に申請していただける方法があるか。制度を作っても申請がなければ意味も半減してしまいますので、その三つをですね、どうやって整理できるかということで、ずっと協議をしてきたところなんです。その辺につきまして、一定程度の国の個人情報はどうやって扱った方がいいのか、デジタル庁になるんですけども、その辺との相談窓口もあるということが分かりましたので、そういうこと、国の機関も含めてですね、どうやったらできるのか。引き続き検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 本当に引き続き検討していただけるということですので、そういった非課税世帯以外の方の対応もしていただきたいと思います。あとですね、食料品の値上げ、電気代が上がるという話も聞いています。あと最低賃金が上がる。働いている方にはいいかもしれないんですが、雇用される方にはきついという話も聞いています。農業資材、肥料が上がるなど、さまざまな要因がありますけども、生活が苦しくなる一方なのかなと思っています。今後ですね、新しい支援を実行していく、検討していく中で、例えば町独自のですね、公共料金に対しての支援などはできないのかなとちょっと考えたところがございます。コロナ禍での物価高騰というのが町民の皆さんに二重、三重の苦しい思いをされていると思いますので、例えば水道料金の減免、子育て世帯であれば給食費の減免、原油高騰などでガソリンに使えるクーポン券など、それから飲食店や商店で使えるクーポン券、もっと身近で言えばですね、ごみ袋の配布だとかごみ袋の割引券だとか、そういった本当に小さいところから少しでも町民の、すべての町民のためにもできるような施策がないのかなと思っていますが、お金だけの支援じゃなく、そういったものなどの支援などは考えているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今まで以外にクーポンですとか減免ですね、公共料金の減免の方法も検討してはどうかということだと思っておりますけれども、そこも含めてですね、公平かつ平等、また利用しやすい制度、訓子府にとってどれがいいのかというのをですね、関係課とですね、協議をしてまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひ、いろいろな支援ができると思いますので、ご検討していた

だきたいなと思います。また、今までの支援策、それからですね、これから何か求めているかというのを町民などの皆さんにアンケートなどを聞いて確認していただければ、本当に求めている声が聞けるのかなというところもありますので、ぜひそういうのももしいるのであればやっていただきたいなと思いますし、あとコロナ禍で困っていること、それから例えばいろんな町民の物価対策で困っていること、商品券の使い方が分からない、いろんなことがあると思います。福祉の分野では専門のなんでも相談窓口というのがあると思うんですが、本当にコロナで困っているけどどうしたらいいとかっていう人たちのためにも福祉以外の相談窓口、本当に町民の皆さんに聞いた話では、どこに聞いたらいいか分からないと。どこの課、課とかっていう時点でどこに聞いたらいいか分からないというのが本当に声をよく聞きます。中でもですね、相談室のような、たぶん町民課にかければいだろうという話になってしまうかもしれないですけども、それも分からないという方も多いので、本当に機構図とかになんでも相談室書いていると思うんですけど、町民なんでも相談室みたいな形で新たなそういう専用の窓口か何かを作るような考えは、作っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 町民の皆さまが、どのような場面でどこに相談していいか分からないというようなご質問かと思うんですけども、基本的には代表電話に電話をしていただく。47-2111ですね。そちらに電話していただきますと総務課の方につながって、総務課では必ず「どのようなご用件ですか」というような聞き方をしますので、それでその内容を把握して担当課の方に回すというような感じで進めている状況でございます。例えば来庁者の方が来て、どこに相談していいか分からないというような状況もあろうかと思うんですけども、そういうときは窓口で声をかけていただければ担当課の方にいざないますし、職員の方には困っている方とかは声かけをして、どのようなご用件ですかというふうに必ず声かけをするような指導を行っておりますので、そのような対応で進めていきたいと思っておりますので、ちょっと専門の課を作るというのは、ちょっと人員的にもなかなか難しいところもありますので、今後もこのような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 専門の課というわけではなくてもいいので、本当にすぐかけたら分かるよっていう、総務課なら総務課でもいいんですが、そちらの方も本当に困ったことは総務課にという周知もしていただければなと思いますのでよろしくお願いいたします。

本当に今ですね、いろいろな提案をさせていただいて、質問というより提案の方がちょっと多かったかもしれませんが、これからですね、町民に寄り添った今後の支援の考え方を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） かなり訓子府町は町民に寄り添った相談なり支援をしてるというふうに私は自負しております。ですから、例えばグレーの非課税世帯の人だったら1万円の商品券というのは非課税でなくて、すべての人に還元されるようなということの知恵をみんなで出しあってやったわけです。もちろんアンケートについては、子育て世帯をもっている人にも支援をしていきましたけども、これもアンケート結果を受けてやってきてい

るということで随所にそういう工夫を凝らしながらやってきているというのが本当のところですけども、例えば北見がやっている水道料金を割り引きする。これは森田課長の方に指示はしています。だけど水道会計は今、全道でも指折り高い町です。それでさらにそういうことができるかどうかというよりは、むしろ水道料金を上げないということを何とか頑張ろうということでやってきている状況ですから、非常に難しい。給食費の問題も食べることぐらいは自分でとは言いながら、かなり減免しているんだろう、してないの給食費って。何かやっていると思うんだよね。そういう点ではね、非常にきめ細かな対応のどうしたらいいかという相談をしていますので、残った二千数百万を今後年末に向けてどうするか。これは商工会の出方も待っているんですよ。プレミアム商品券を商工会はいつも発行するじゃないですか。そのときに町も上乘せするとか、そういったことも含めて、二千何百万という金ですから、何とかしたい。それから国は非課税世帯に5万円、今度出さずって言ってますね、これもまだ見定めていかなきゃならない。トータルとして年末にはちゃんとやっていかなきゃならないと。福祉の相談はちょっと宣伝の仕方悪いんだけど、福祉なんでも相談は福祉保健課でやってます。町民課も何か相談事業の窓口やってると思うんです。ただ、さっき総務課長が言ったように役場に電話をしたら、どここの課にぜひということもありますし、遠慮なく、どの職員にもどの課にも言っていただけたら、それは対応するという状況になっておりますので、ご理解いただきたいと。いずれにしても、町民に寄り添ったより具体的でより適切で親切な支援をこれからも必要じゃないかなと考えておりますので、積極的な提案をお願いしたい。われわれもさらに検討していきたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） これから年末年始に向けて、町民が大変な思いをすることも多いと思いますので、ぜひ寄り添った支援を継続して続けていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 8番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

子どもと若者参加のまちづくりについて、町長と教育長に伺います。

子どもと若者が減り続けている日本で、持続可能なまちづくりを行うためには、子どもと若者の社会参加、政治参加が欠かせないと考えます。

こども家庭庁が創設されることになり「こどもまんなか社会」を目指し、子どもの意見

を年齢や発達段階に応じて政策に反映することが基本理念に入っています。

訓子府町でも若い世代に地域に関心を持ってもらい、地域社会に参画する働きかけが重要と考えますが、町の考えを伺います。

- 1、これまでに子どもや若者はどのようにまちづくりに参加してきたか。
- 2、地域社会への参加機会を設けるため「子ども議会・若者議会」に取り組む考えは。
- 3、子どもと若者の意見を吸い上げる仕組みづくりの考えは。

以上の3点について、お答えをお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「子どもと若者参加のまちづくりについて」3点のお尋ねがございました。

1点目に「これまでに子どもや若者はどのようにまちづくりに参加してきたか」とのお尋ねがございました。

まずここでは、子どもを小学生から18歳未満とし、若者を18歳以上でおおむね30歳未満の方と定義させていただきます。

まちづくりの参加の形としましては「会議」の委員などの立場から町に対して提言するものから、若者に対するアンケートや意見交換、学校教育を通じてまちのPRをするものなどを含め、さまざまな形で「まちづくりの参加」の機会があるかと思います。

例としまして、新型コロナウイルス感染拡大前になりますが、訓子府中学校では地域学習「訓子府町PR体験」に関連して3年生の生徒が修学旅行先で町を紹介した手作りのパンフレットを配布し、PRを行っておりました。訓子府高校の生徒も修学旅行先でまちの特産品を配布しPRするなど、広い意味でのまちづくりへの参加をしておりました。

また、総合計画の策定では、若者を含めた町内の各団体との意見交換や社会教育中期計画など各種計画策定時のアンケートのほか、会議を通じた若者の参加で申しますと「まちづくり推進会議」において、かつては町内会長や実践会長といった方々を委員としてお願いしておりましたが、現在は、町内の各団体などから、さまざまな年齢層の方々に委員をお願いしております。その中には青年団体の代表者の方も委員として参加していただき、ご意見をいただいているところです。

また、特に社会教育分野では、各青年団体との関わりの中で、その都度関連する話題の意見交換などを行っております。

2点目に「地域社会への参加機会を設けるため『子ども議会・若者議会』に取り組む考えは」とのお尋ねがございました。

「子ども議会」等は、大きく二つの目的が挙げられますが、一つ目は、子どもや若者が議員となることで現状や課題を調べ、若い世代の視点でまちづくりについて考えを提案し、今後の町政に意見を反映することです。

二つ目は、議会制民主主義の理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することです。

いずれも貴重な社会参加や学習の機会ではありますが、特に子どもの場合、議会の質問に立つまで相当な準備を要することも含め、学校等の協力や調整を得なければ難しいというのが現状です。

最近では、訓子府高校の生徒が議会の傍聴に訪れ、議会制度などの理解を深められてお

りますが、小中学生にも身近な自分の町の議会の傍聴から自治の仕組みやまちづくり参加の理解からはじめるなど、まずは学習機会を絡めた段階的な取り組みが必要ではないかと思えます。

また、若者につきましては、主に青年団体との関連する話題の意見交換にとどまっており、まちづくり全体に対する提案の機会がないことから、意見を吸い上げる方法や形式も含め今後検討してまいります。

3点目に「子どもと若者の意見を吸い上げる仕組みづくりの考えは」とのお尋ねがございました。

子どもと若者の意見を吸い上げる仕組みとしては、代表的なものとして「子ども議会」がございりますが、最近では小中学生を対象とした「まちづくり委員会」を設置し、まちづくりについての意見交換や自分のまちづくりを知る機会を設けている自治体もございます。

議会形式と会議形式では、運営方法や参加者の発言方法などが異なることから、その目的を整理した上で検討が必要になります。

今後、子どもと若者の意見をよりよく吸い上げるためには、どのような形式や運営方法が有効であるのか、各関係者等も含め総合的な観点に立ち検討してまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。

泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） お答えをいただきましたので、いくつか再質問をさせていただきたいと思えます。

訓子府町民の中で子どもといわれる0歳から18歳の子ども、私が調べてみると15%ぐらいいるのかなと思えました。そして、若者と言われる世代ですね、先ほど18歳から30歳未満というふうにおっしゃってはいたんですけど、私だいたい30代ぐらいまで若者でいいのかなと思って、18歳から39歳ぐらいの方がどのぐらいいるのか調べてみたら14%ぐらいいらっしゃるようで、子どもと若者を合わせると全町民のうちの30%ぐらいが若者といってもいいのかなと思えました。今回、この若い世代の方々にスポットを当てたまちづくりの参加について考えてみたんですけども、そもそも若い世代の方々は行政に関わる機会は少ないのかもしれないなと思っていました。子育て支援は訓子府町充実している町なので、若い人たちが置いてけぼりになっているわけではないと思うんですけども、まちづくりの参加という面では、ちょっと自発的というか自主的な活動が少ない印象を持っています。イベントを開催するようなグループがあったりして、毎回盛り上がっていますので、そういうのは町民主体のいい傾向だなというふうに思っていますし、子どもたちに関しては、ふるさと教育の訓子府学なんかまちづくり参加の一つだと思ってますし、あと社会教育の方でやっているバス停に絵を描くバス停アートなんかまちづくり参加だなと思っていますし、あとはお祭りとか行事への参加、ボランティア活動なんかまちづくり参加の一つだなというふうに考えていました。ただ、用意されたものに参加するという形が多くて、やっぱり自発的な活動というのは難しいのが現状のかなと思っていました。それでまちの事業の中でまちづくりパワーアップ特別対策事業というのが

ありますよね、それ、いくつか分類されていると思うんですけど、その中でも町民の自主的な活動に使いやすいものがあると思いますけれども、若い世代の方々に実際にどの程度活用されているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まちづくりパワーアップで申しますと若い方にどういったといいますか、例えば教育委員会の方では、イベントなんかで自主的なグループが何かコンサートですとか、そういったものを企画することもできますし、その中で若者がどれぐらいだかというのは、ちょっと教育委員会の方じゃないと分からないんですけども、そういったものですとか、住民参加の町民課の方の部分で言いますとそういった部分はほとんど皆無だった。これまでもなかったということです。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） まちづくりパワーアップ事業の社会教育が担当している部分のことで申しますと今年度につきましては、若者の世代というよりは人生のベテランの方、やや高齢の方での自主的なグループでの活動での事業開催というのが多い印象を受けております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） ありがとうございます。何かイベント開催とかするのって若い人でも活用しやすい方法の事業なんじゃないかなと思っていただけで、せっかくい事業なのに、事業開始から結構年数がたってきて忘れられがちじゃないかなという、ちょっと心配がありました。あまり活用されていないようであれば、使いやすいかたちに変えて、ちょっと見直して使いやすいようにする必要はないか。あと周知の方法ですね、何か定期的に周知をしているけども、活用がないとかっていうんだったら仕方ないなという気もするんですけど、周知方法などに問題がないのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） パワーアップ対策事業については、年に1回程度の今、PRというようなことなものですから、今、自発的に若い人たちでも、どなたでもですね、その事業の活用ができるように随時、PRの回数も増やしていきたいなというふうに思っています。あと過去にはですね、コンサート等で、発起人の方はお年寄りかもしれないんですけども、若い人たちも入って、そういうイベントみたいな、コンサートのようなものを開催したということもありますので、こういった事業をどんどん使っていただくような工夫を今後してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） それから、先ほど答弁の中でまちづくり推進会議のことがあったんですけど、委員さん、たぶん二十数名ぐらいいらっしゃるのかなと思うんですけど、この中で、当初は、先ほど言ったのは、町内会長とか実践会長さんとかが多かったけれども、今は町の公共団体などから、いろんな年齢層の方々に委員をお願いしているということだったので、若い方も結構入っているのかなとは思いますが、若者の割合というか、ざっと見た感じの感覚でもいいんですけど、どのぐらいいるのか、そしてその中で町の魅

力向上についてなんかも話されていると思うんですけども、会議の中で若い世代の方の声を十分に聞いているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 現在のまちづくり推進会議の方ですね、24名の方いらっしゃるんですけども、このうち、先ほど泉議員がおっしゃっていた30代までという方が若者とすればですね、5名の方ですね、5名の方が40歳未満です。それでですね、若者の方のご意見ということで、取り入れているかどうかということなんですけれども、最近ですね、会議形式をですね、グループ討議形式にしまして、一つのテーマを皆さんで意見をいただくということに変えたところがございます。それでテーマに沿ってですね、自由にご意見いただいているところなんですけれども、この出た意見をですね、これからどうやって吸い上げて政策につなげていくのかというところがですね、まだまだ中の方でも、その方法を詰めているところですので、そこはですね、課題となっているところがございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。24名中5名ということでしたので、まだまだ若い方、取り入れていけるんじゃないかなというふうに思いましたが、もし、できるんだったらクォーター制みたいな感じで何名以上若者にするとか、そういう方法もあるのかなというふうに、ちょっと思っていました。そして、まちづくりの参加の様子は大体分かったんですけども、子どもとか若者の自発的なまちづくりの参加ってやっぱり難しいなと思いますし、与えられたものに参加するのが今のスタイルなのかなとは思いますが、これからはそれぞれの年齢に合わせたふさわしい参加の仕方を考えていくべきなんじゃないかなというふうに思っています。そこで二つ目の子ども議会、若者議会の方のお話をさせていただきたいと思います。子ども議会、これは既に多くの市町村で開催されておりますので、周りにもお手本が結構あるのかなと思います。小学校の高学年ぐらいから中学生ぐらいにかけて、子どもたちが日頃感じている課題、例えば、ランドセルが重すぎる問題とか、通学路のここが危ないとか、そういう私たち大人が普段気付けないような話題を解決につなげている。そういう例も多いのかなと思います。訓子府の議会では4年ほど前に先輩議員で子ども議会について一般質問した方がいらっしゃいました。その時には、やっぱり学校との関係のことを話していて、ちょっと課題があるというふうなお話だったかと思いますが、開催までの準備段階がやっぱり大変だと。時間もかかるし、下調べにかかる労力もあるということで課題は山積みだとは思ったんですけど、実現する方向で検討すべきだというふうに当初おっしゃっていたんですよ、この4年間で内部で実現に向けて話をされているのであれば、どんな進展があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、今、子ども議会の関係でご質問あったんですけど、前段、まちづくりパワーアップ事業のところでちょっと補足的な説明もさせていただきたいと思いますが、今年度の社会教育の所管している事業の内容は先ほど課長から申し上げたところなんですけど、コロナ禍前はかなりこの事業を町民が活用されてて、例えば主体的に若者がやっている事業もありましたし、若者が実行委員会の中に入りながら、そこを活動してたというところがあります。例えば例としましては、訓子府座の演劇もあれはその事業を

活用して若者がそういうところをやったり、先ほど副町長から申し上げたように、例えば日出のコンサートなんか、その事業を活用しながら住民が主体的にやっているとか。それとかあと芸術文化活動の中でもそういう事例の中でやっているということで、若者も含めた中での事業だということをご理解いただきたいと思います。

それと子ども議会の関係でございますけど、数年前に確か工藤議員からのご質問もあったと思うんですけど、その中で、今日の町長からの答弁でお答えしましたように、子ども議会はやっぱり二つの二面性を持っているという部分があるんだと思います。一つは、まず子どもたちが議会制民主主義の制度を知りながら、議会を通じた中でやるという方法と、それと子どもの視点でまちづくりの課題なんかを探求しながら、そこを提言していくという二つの観点があるということで、先ほど泉議員おっしゃったように、今うちのまちではふるさと教育訓子府学を通じてまちの文化や歴史、そして地域を知る課題をこども園から高校まで今、発達段階に応じてやっているというところでございます。その中で子ども議会を目的をはっきりとした中でそのことを進めなきゃならないということが、それ以降の議会の中でもありまして、内部的な協議もしてる中で、まずは議会傍聴からまずしながら子どもたちがそういう行政とかそういうところに関心を持つというようなどこからはじめるのがいいのではないかというふうに今、検討している段階でありますので、その先にどういふことをやっていくかということを見据えながらやっていくことがいいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 行政にとっては、仕事が増えることになるかもしれないので、大変な取り組みになるとは思うんですけども、まちの将来への影響はやっぱり大きいかなと私は思って、どんな良い点があるのか考えてみたときに、まず一つ目、子どもたちにとってどうかを考えた時に先ほど答弁でおっしゃったように学習の面ですね、行政の仕組みとか流れを理解することができるようになるとか、あと社会とのつながりもできますし、こういう議会の場で質問とか発表することによって、精神力が鍛えられて人間力が向上するとか、あとは下調べなんかを通してまちへの愛着とか誇りを持つようにもなっていく。そういう良い面が子どもたちにはあるのかなと思います。そして、まちにとってどうか。二つ目に考えた時に、まちにとっては次世代の人材育成になる。あとまちの活性化にもつながりますし、なかなか聞けない子どもたちの多様な意見を認識することができるし、地域の文化を伝承する良い機会にもなるというふうに思いました。子どもにとってもまちにとっても双方にとってメリットが多いので、ここはちょっと一歩踏み出してチャレンジしてみてもどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教育委員会としては、子どもの観点から見た時に子ども議会の開催というところは非常に今、議員おっしゃったような観点がある中で非常に子どもの成長には非常に役立つ形だというふうに思います。ただ、先ほど町長が3点目でお答えしたように、子ども議会という形をとるのか、それじゃなく違う形の方式のやり方もあるということで、そういう形式にとらわれない形でやるかどうかということを含めても今後考えていかなきゃならないというふうに思います。その中で實際上、学校の中では教育課程がございまして、例えば子ども議会をやるとしたら、今後総合的な時間の中でそのことをや

っていくことになると思います。ただ、その準備時間とか議会をやる過程、何時間かかるかちょっと分かりませんが、その中で大体50時間から70時間が総合的学習の時間で1年間の時間になっているんですけど、今その中で例えば福祉のことだったり、進学だったり、例えば芸術文化だったり、その時間数で年齢によって、そこは割り当てられた課程を組んでますので、例えばそういう新しいものが例えば入った場合ですね、今の教育課程の中の時間数を削ってやらなきゃならないという、そういう調整が今後必要となっておりますので、そういうことも含めた中で今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 今、教育長がおっしゃったような課題は当然あるとは思っていましたが、その課題をクリアして実現できている町というのがやっぱりあるので、できない理由はいくらでも出てくるのかもしれないんですけど、できる方法をやっぱり考えてほしいなと思いました。先ほど段階的にとというふうにもおっしゃってましたので、まず一步前進のためには、やっぱりいきなり議会というよりも、まず傍聴からと私も思っていました。訓子府高校の話も出ましたが、ここ数年、訓子府高校生が傍聴に来てくださっていて、終わった後には熱心な感想を寄せてくれています。これは生徒にとっても、まちにとっても効果のある取り組みだと私は感じていました。そこでやっぱり中学生ぐらいで傍聴できないかな。まずは雰囲気をつかむためにと思いました。一番身近な政治なんですよ、この町議会というのはね。なのでそれを感じてもらうためにも教科書では学べない実体験、これもふるさと教育になるんじゃないかなというふうに思いました。ちょっと話ズレますけど、私ここ何回か子どもに関する質問をしていて、ヤングケアラーの問題だったり生理用品の配布の問題だったりを話していたんですけど、そんな質問の後に中学生の方から自分たちの毎日の生活に関係するそういう話が行われているこの議会を見たいというふうに言ってくれた子がいました。それ私個人としてもうれしかったですし、すごく頼もしいなというふうに感じました。そういう子どもがこのまちにもいるんですよ。なので大人でさえ遠い存在に感じてしまうこの議会なんですけど、目で見て身近に感じてもらうということが大切だと思うんですけども、中学生の傍聴についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） そのことは中学校の方ともいろいろ話しております、今は実現できてませんが、近い将来そういうところも含めた中のまずは議会の傍聴から進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） ぜひ実現してほしいと思います。

それから、若者議会の方のお話をしたいと思いますが、若い方って思っていることちゃんとあるのに誰に言えばいいのかわからないという現状があるようです。若者議会といって集めて、ここに立って、さあ発表してくださいというの、ちょっとハードルの高いことだと思いますので、この議場じゃなくてもいいかなって思って、どこか集まれる場所で集まって意見を出し合うような場があればいいなと思いました。若者同士交流することって学び合いにもなりますし、それによって地域の力を高めていくということにつながっていくと思いますので、ちょっと考えてほしいなと思ったところなんですよ。若者

にとって政治というのは、やっぱりちょっと遠い存在で、どうせ自分たち若者の言い分なんか実現しないというふうに諦めているところがあるので、そこは思いきって若者議会というそのものに予算を割り当てて、若者ならではの着眼点で斬新なアイデアを実現させる。そういう若者が活躍できる場にまちの予算をつける考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 若者に絞って若者議会のようなものじゃなくてもしゃべりやすいような場を設定して政策提案をしていただけるような場はというご質問だったと思うんですけども、先ほど冒頭申しましたとおりまちづくり推進会議、先ほど5名と言ったんですけど、6名の間違いでしたので、訂正させていただきます。6名の方がですね、24分の6ですね、の方が現在所属して、所属というかメンバーになっていただいておりますので、とりあえず現時点ではですね、この推進会議を利用した中でですね、若者の意見をどうやって吸い上げていくのかということからですね、はじめていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） まちづくり推進会議の中で、いろんな年齢層の方たちに混じった中で若者の斬新なアイデアが出ると思えなかったので提案しました。若者だけで話して若者に予算をつけてほしいと思って言いました。とりあえず分かりました。そうやって若いうちからまちづくりに参加できてくれば、訓子府っておもしろいまちだなんていうふうに思うと思うんですね、そして地域への関心が高まって、まちへの愛着が育って、ずっとこの町で暮らしていきたいとか、この町の未来を何とかして守りたい。そういう方たちが増えてきて将来にいい影響が生まれて好循環になっていくんじゃないかなというふうに思いました。新しいことをはじめるというのは大変だけど進んでいくべきことかなと思っていきますので、黙ってても若者からの声が上がってこないと思います。やっぱりまちが仕組みを作って主導して行ってほしいなと思いました。

三つ目の意見を吸い上げる仕組みづくりのお話にいきいたいと思いますが、先ほど答弁では、まちづくり委員会とか、そういう違った形のお話の形式でというお話でしたけども、私、一つやってほしいなと思っていることあって「おもしろ提案待ってるよ」みたいなそういう企画ができないかなと思ってます。それは町民なら誰でも参加資格があって、個人でもグループでも企業でもいいと思うんですけど、ジャンルを問わず提案を募集してほしいと思いました。目的としては、それをいずれ政策の実行につなげてほしいなと思うんですけど、できればお手本を役場の若い職員の方たちにやってもらえないかなというふうに思いました。なぜかという、やっぱり町のために働きたいという志を持って入ってきた若い職員の方たちなので、今までなかったんでしょうか「私の提案聞いてくださいよ、町長」とか「いいこと思いついちゃったんですよ」とか、そういう実際、提案みたいなって若い職員の方からないんでしょうか。そういう提案制度みたいなのも私ちょっと前のこと分からなかったんですけど、庁舎の内部でそういう提案制度みたいなってなかったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 先ほどの質問の中で若者から提案あった事業について予算付けしてというようなお話もあったと思いますが、まずはそういった子どもたち、それか

らそういう若者たちがどういったことを求めているのか。どういった、例えば自分たちの声を出すために、どういったことを求めているのかというようなこともですね、やはり若者たちから意見も聞きながら進めていくということが大事なのかなというふうに思っています。一方的に行政なり何なりでお膳立てして、そこで発言してもらって提案してもらってということだけじゃなくて、どういった発言の仕方を求めているのかというようなことも若者たちからも意見を聞いて、そういったことも踏まえた中で進めていきたいなというふうに思います。過去には異業種交流というような形で地元の事業の若い方だとか農業者だとか、それからサラリーマンだとか、いろんな方たちに集まってもらって一堂に会して意見交換をしたりとかっていう場面も過去にはやったこともありますんで、そういったことも昔のことも思い出しながら、そういったことを進めていきたいなと思っております。

それから「おもしろ提案待ってるよ」という、今、お話ありましたけども、役場の中ですね、若手職員だとか、そういった提案を集める機会というの何回かやっております。それは職員の研修にもなりますし、また、いい案が出てくれば、そういったことをきちんと予算化できるものがあればね予算化していくというようなことで、そういったことで提案を集めたということではございます。私なんかも若いころ、そういった形で提案させてもらったりとか、そういったこともありますし、そういったことについては、企画財政課を中心に政策提案というようなことを今後とも続けてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 過去にもやっていたということで、ぜひこれからも続けていただいて、そういう提案があったら、プレゼンみたいのするんでしょうかね、きっとね、それをきって審査して、ぜひいい考えを浮かんだ方には表彰してあげてほしいなと思いました。役場の職員でも表彰してもいいと思いました。そういうのを政策の実行につなげていって、それを町民にも見てもらって、ぜひ町民の方からもそういう提案をもらえるような広げていけるような、そういうふうな形でもっていけたらいいんじゃないかなって思いました。若い方が元気に楽しくまちづくりをしている例って全国的にはたくさんあるんですけど、そういう例を見ると、はじめは町で主導しているみたいなんですよ、なので軌道に乗るといってか活気づいてくるまでは、町の方でレールを敷かないとできないのかなって、それはやっぱり行政の仕事なのかなというふうに思いましたのでお願いしたいところです。そして、子どもに関してですね、子どもって自分の生まれたこのまちが大好きな子がすごく多くて訓子府の魅力もよく分かっているようです。その思いを外に出すアウトプットをしてもらえたらいいなというふうに思って、子どもも立派なこのまちの一員というふうに考えて、意見を聞かせてもらおうという姿勢、それが大事かなと思うんですけども、子どもたちの意見を聞く方法というか、どんな方法だったら子どもたちの意見を聞いて、それをまちづくりに生かしていけるというふうに考えますか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 先ほど町長の方からの三つ目の答弁の中にもありましたけれども、道内のまちなんかを調べますと、例えば、小中学生のまちづくり会議、委員会みたいなのを設けながらですね、議会形式ではなく、何かみんなでどこかバスを借り上げて視察に行ったりですね、まちの観光マップをみんなで作りながら何か提案をしたりです

ね、その際に町長と意見を交換するとか、そういった方法もあるように聞いてますし、実際に電話でお話を伺ったりもしました。ですので、先ほど教育長からもありましたけれども、議会形式のほかにもですね、手法というのは、いくつかあると思いますので、その先行事例も含めてですね、研究したいと思っています。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 子ども議会じゃなくて、まちづくり委員会みたいな形だったらというお話かなと思いますけど、子どもにとっては、名前が違って同じような経過を経て時間をかけて労力をかけて臨むことに変わりはないのかもしれないなという気もします。そして、何かやっぱり楽しくないとやってくれないので、さっきマップ作るみたいなこともおっしゃってましたけど、何か訓子府の未来、こんなふうだったらいいなみたいな、未来新聞を作ってみたりとか、あとバスツアーみたいな行ってもいいと思うんですけど、そこで「ああ楽しかった」で終わるんじゃなくて、やっぱり感じたこととか、もっとこうした方がいいのって思うことを発表する場がないと次につながっていかないのかなという気がしますので、そして、その発表する中で子どもの意見をやっぱり拾い上げていくことができるのかなと思いますので、そうやってアイデアをもらってまちづくりに生かして行ってほしいなと思います。いろんなことができるようになって、軌道に乗ってきたら、子どもたちに町のPR動画みたいなのを作ってもらって、それを町のホームページとかに載せれるようになったら、たぶん町内の方がホームページを見たときにも「ああ元気なまちづくりしてるな」という印象のアップにもつながっていくのかなと思いますので、新たな企画にも期待していきたいと思います。

最後になりますけど、将来に向けての若い世代を巻き込んだまちづくりの方向性という考えを町長に伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に原則的で非常に具体的で素晴らしい提案をしてもらっているというふうにして聞いていました。ただし状況は大変厳しい。あなたが小さい時の訓子府町は子ども会というのがありました。各地域、そして地域で自主的な活動をどんどんやっていました。それらに社会教育が関わったり、指導者が行ってゲームやあるいはレクリエーションやまちづくりについてのいろんなことをやっていました。しかし今はそれは皆無です。ボーイスカウトがありました。集団生活の中でやっていくということが少年団や社会教育に関するそういった組織は壊滅状態と言っていいんじゃないでしょうか。子どもたちはスクールバスに乗って学校に通ってきますから、放課後の子どもの生活というのがスポーツ少年団と児童館にいる生活だけになりました。大人社会や地域の中で子どもの群れがそこで遊んだり、提案するという状況がなかなか作れないという中でどうしたらいいんだろうかなって。教育委員会では子ども自然教室や、あるいは子どもの意見発表とかいろんなこと昔はやっていましたけれども、それがやっぱりできる状態ではなくなってきているということです。青年団しかりです。青年団も今二十数名しかいません。4Hクラブもそのぐらいの人数です。青年団は半分以上が役場の職員です。そして、まちづくりについて農家の青年やなんかと考えている状況ですから、地域で単位会が作るとか、そういう状況でもなくなってきました。彼らは、その青年団の中で発展して訓子府座という演劇集団を作って自分たちで創作活動をやっているというのがあります。これらの人たち、例え

ば4Hクラブでいうと結婚問題について、若者意見を聞きたいということの意見がたくさん出てきました。4Hクラブはその会員たちとまちづくりの相談員の仕組みの会議の人たちと懇談会を持ちました。積極的な意見を展開するという、かなりこっちの方でもスタンバイしないとなかなか難しいという状況です。一つ驚いているのは、名前挙げていかどうか分からないんですけども、福野の水留さんが、亜希さんが若者たちのいろんな趣味や何か、集まりを年1回、もう5回ぐらいになっていますが、数百人集めます。そして自分たちが手工芸のものをやったりとか、あるいはいろんな人たちが寄せ集まって、それらの発表なり、あるいは交流したり販売したりすることをやっている。われわれの世代では考えられなかった状況が起きてきています。そしてもちろん無農薬の野菜やそういったものも販売したりとかいろんなことをやっています。それを広がりを見せてるという点でいくと、こういう可能性もあるんだなと思いながら、彼女たちの動きを注目して見えています。いずれにしても、さらに、最近で言いますと夜間町長室に二人の娘がやってきました。1人は消防職員になりたいってことだったんですけども、その懇談の中で住宅が足りませんという提案がありました。訓子府はとってもいい町です。だけど住む住宅がないんだという提案。同時にこんな素敵な夜間町長室をやっているのに、高校生も参加していいんだとしたら、もっともっと広報活動やるべきでないですかって、これ大事なことで言ってくれたり。だからわれわれがまだやらなきゃいけないこと。広報活動をしていかなきゃならないことというのたくさんあるような気がします。それから組織的や子どもの少子化の問題や学校教育の狭間の中でなかなか子ども主体のこども提案による子どものまちづくりということが提案できないでいる。子ども議会ひとつやるにしても学校の狭間があります。ということを考えて、そういう状況の中でどうやって泉議員の発言を受け止めて、そしてより具体的にするのかというの非常に苦慮しなきゃならないと思っていますけども、何とか、まったく同感の意見ですし、もし僕が20代だったら、そんな言われるまでもなく、ガンガン行政に言っていきましたし、やりました。しかし、時代は大きく変わって、今の若者たちというのは、いろんな考え方持っているんですけども、自らまちづくりに対して意見を言ったりとか、一つの組織に異論を申し上げるような教育を受けていないはずですから、そういう子どもたちが若者たちがどんどん主体的にまちづくりの主体者としてのね、あるいは子どもたちが未来に向かって発言できるような状況をどう作り上げるか。大変な崇高な提案だと思いますので、あらためて教育長や副町長からも検討してみたいとか、いろんなことを言っていますので、あらためてこれらについて、もう1回、行政で具体化に向けて話し合う必要があるなと思いながら聞いていました。私が今やりますということが言えないのは、その難しさを誰よりも僕は自分がよく分かっているつもりですので、何とかしていきたいなと思う気持ちは同じです。答弁にならない答弁ですけども、お許しいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 町長おっしゃるように時代は変わってきているとは思うんですけど、これからのまちづくりには将来を担う世代の活躍がやっぱり欠かせないと私は思っていますので、一歩ずつでいいとは思いますが、今まで以上に子どもと若者に向き合う機会を設けていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、泉愉美君の発言が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時59分